

『奥町メソッド 弁理士試験 知的財産法総整理』

法令等の改正に伴う変更のお願い

平成24年に著作権法及びPCT規則が、平成26年に特許法、実用新案法、意匠法、商標法及び著作権法が改正されておりますので、下記のように変更してご利用ください。

平成26年改正法のうち、「著作権法の一部を改正する法律」は平成27年1月1日から施行され、「特許法等の一部を改正する法律」については公布日（平成26年5月14日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。

該当箇所	変更前	変更後
23頁 6行目～13行目	<p>特許法の保護対象である発明とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう、と定義されている（特2）。発明の定義に関して、特許法では、学説判例に委ねざるを得ない面も少なくないが、幾分でも法文上明瞭なものとして争いを少なくしようという趣旨から定義規定が設けられている。同様に、実用新案法の保護対象である考案（物品の形状、構造又は組合せに係る考案）、意匠法の保護対象である意匠、商標法の保護対象である商標、著作権法の著作物等の定義規定が設けられている（実2、意2、商2、著2一）。</p>	<p>特許法の保護対象である発明とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう、と定義されている（特2）。発明の定義に関して、特許法では、学説判例に委ねざるを得ない面も少なくないが、幾分でも法文上明瞭なものとして争いを少なくしようという趣旨から定義規定が設けられている。同様に、実用新案法の保護対象である考案（物品の形状、構造又は組合せに係る考案）、意匠法の保護対象である意匠、商標法の保護対象である商標、著作権法の著作物等の定義規定が設けられている（実2、意2、商2、著2一）。なお、<u>商標法の保護対象については、我が国企業が、我が国で保護対象とされていなかった「色彩（のみ）・音、動き、ホログラム、位置」の各商標の海外諸国での出願や権利化を進めるケースが増加し保護ニーズが顕在化していたことや、これらが保護対象となれば権利行使が可能となるほかマドリッド協定議定書の仕組みを利用して複数国への一括出願が可能となるといった実益が生ずることに鑑み、商標の定義が見直され、色彩のみや音からなる商標を保護対象とすることになった（平26改正商2）。</u></p>
24頁 図2-2	<p style="text-align: center;">商標法</p> <p>商標=標章であって、次の①又は②に掲げるもの 【標章=文字、図形、記号、立体的形状、これらの結合、これらと色彩との結合】</p> <p>①業として商品を生産・証明・譲渡する者がその商品につき使用するもの ②業として役務を提供・証明する者がその役務につき使用するもの (上記①を除く)</p>	<p style="text-align: center;">商標法</p> <p>商標=標章であって、次の①又は②に掲げるもの 【標章=人の知覚によって認識できるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状、色彩、これらの結合、音その他政令で定めるもの】</p> <p>①業として商品を生産・証明・譲渡する者がその商品につき使用するもの ②業として役務を提供・証明する者がその役務につき使用するもの (上記①を除く)</p>
29頁 7行目～16行目	<p>また、役務関係では、商標法2条3項3号～8号に規定され、役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に標章を付する行為（3号）役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に標章を付したもの用いて役務を提供する行為（4号）役務の提供の用に供する物に標章を付したもの役務の提供のために展示する行為（5号）役務の提供に当たりその提供を受ける者の当該役務の提供に係る物に標章を付する行為（6号）電磁的方法により行う映像面を介した役務の提供に当たりその映像面に標章を表示して役務を提供する行為（7号）商品若しくは役務に関する広告、価格表若しくは取引書類に標章を付して展示し、若しくは頒布し、又はこれらを内容とする情報に標章を付して電磁的方法により提供する行為（8号）をいう。</p>	<p>また、役務関係では、商標法2条3項3号～8号に規定され、役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に標章を付する行為（3号）役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に標章を付したもの用いて役務を提供する行為（4号）役務の提供の用に供する物に標章を付したもの役務の提供のために展示する行為（5号）役務の提供に当たりその提供を受ける者の当該役務の提供に係る物に標章を付する行為（6号）電磁的方法により行う映像面を介した役務の提供に当たりその映像面に標章を表示して役務を提供する行為（7号）商品若しくは役務に関する広告、価格表若しくは取引書類に標章を付して展示し、若しくは頒布し、又はこれらを内容とする情報に標章を付して電磁的方法により提供する行為（8号）をいう。</p> <p><u>さらに、平成26年法改正により、音の標章を発する行為が商標の使用の定義に追加された（商2九・十・2一・二新設）。</u></p>

30頁 12行目～19行目	<p>① 法人でない社団等の手続能力</p> <p>特許法においては、法人でない社団又は財団であって代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において次に掲げる手続（<u>3</u>つの事項）ができる（特6），実用新案法で同様の規定（実2の4）があり、意匠法・商標法では、特許法6条を準用・読み替準用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 出願審査の請求 (b) 特許無効審判又は延長登録無効審判を請求 (c) 特許無効審判又は延長登録無効審判の確定審決に対する再審の請求 	<p>① 法人でない社団等の手続能力</p> <p>特許法においては、法人でない社団又は財団であって代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において次に掲げる手続（<u>4</u>つの事項）ができる（特6）。実用新案法で同様の規定（実2の4）があり、意匠法・商標法では、特許法6条を準用・読み替準用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 出願審査の請求 (b) 特許異議の申立て (c) 特許無効審判又は延長登録無効審判を請求 (d) 特許無効審判又は延長登録無効審判の確定審決に対する再審の請求 				
31頁 10行目～11行目	特許法7条2項・3項の例外としては、相手方請求の審判・再審手続の場合であり、この際には前記同意は不要である（特7）。	特許法7条2項・3項の例外としては、 <u>その特許権に係る特許異議の申立て又は相手方請求の審判・再審手続</u> の場合であり、この際には前記同意は不要である（特7）。				
34頁 8行目～10行目	特許庁長官又は審判官は、中断した 審査、 <u>審判</u> 又は <u>再審</u> の手続を受け継ぐべき者が受継を怠ったときは、申立て又は職権で、相当期間を指定して受継を命じなければならない（特23〔実・意・商で準用〕）。	特許庁長官又は審判官は、中断した 審査、 特許異議申立てについての審理・決定 、 <u>審判</u> 又は <u>再審</u> の手続を受け継ぐべき者が受継を怠ったときは、申立て又は職権で、相当期間を指定して受継を命じなければならない（特23〔実・意・商で準用〕）。				
37頁 1行目～6行目	<p>・特許証の交付</p> <p>特許庁長官が特許権者に対し特許証を交付するのは、次の3つの場合である（特28）。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 特許権の設定の登録があったとき (b) 特許法74条1項による請求に基づく特許権の移転の登録があったとき (c) 願書に添付した明細書等の訂正審決が確定しその登録があったとき 	<p>・特許証の交付</p> <p>特許庁長官が特許権者に対し特許証を交付するのは、次の3つの場合である（特28）。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 特許権の設定の登録があったとき (b) 特許法74条1項による請求に基づく特許権の移転の登録があったとき (c) 願書に添付した明細書等の訂正決定審決が確定しその登録があったとき 				
37頁 下から7行目～下から4行目	<p>① 手続の補正——補正時期</p> <p>特許出願についての手続の補正是、原則として、特許庁に係属中は可能である（特17本文）。ただし、明細書等の補正是、特許法17条の2・17条の3・17条の4に規定の場合のみ可能である（特17但書）。</p>	<p>① 手続の補正——補正時期</p> <p>特許出願についての手続の補正是、原則として、特許庁に係属中は可能である（特17本文）。ただし、明細書等の補正是、特許法17条の2・17条の3・17条の4・17条の5に規定の場合のみ可能である（特17但書）。</p>				
38頁 図2-12	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px; vertical-align: top;">通常の特許出願</td> <td style="width: 80%; padding: 5px; vertical-align: top;">原則として特許庁に係属中に手続補正可能（特17①本文） 明細書等 → 特17の2・17の3・17の4の場合のみ補正可能（特17①但書）</td> </tr> </table>	通常の特許出願	原則として特許庁に係属中に手続補正可能（特17①本文） 明細書等 → 特17の2・17の3・17の4の場合のみ補正可能（特17①但書）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px; vertical-align: top;">通常の特許出願</td> <td style="width: 80%; padding: 5px; vertical-align: top;">原則として特許庁に係属中に手続補正可能（特17①本文） 明細書等 → 特17の2・17の3・17の4・17の5の場合のみ補正可能（特17①但書）</td> </tr> </table>	通常の特許出願	原則として特許庁に係属中に手続補正可能（特17①本文） 明細書等 → 特17の2・17の3・17の4・ 17の5 の場合のみ補正可能（特17①但書）
通常の特許出願	原則として特許庁に係属中に手続補正可能（特17①本文） 明細書等 → 特17の2・17の3・17の4の場合のみ補正可能（特17①但書）					
通常の特許出願	原則として特許庁に係属中に手続補正可能（特17①本文） 明細書等 → 特17の2・17の3・17の4・ 17の5 の場合のみ補正可能（特17①但書）					
38頁 図2-12	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px; vertical-align: top;">実用新案登録出願等</td> <td style="width: 80%; padding: 5px; vertical-align: top;">原則、特許庁係属中に手続補正可能（実2の2①本文） 明細書等 → 出願日から政令期間（1ヶ月内）のみ補正可能（実2の2①但書） [出願日とは実際の出願日であって優先日ではない。補正期間の延長は不可。実32の場合とは異なる。明細書・図面は1ヶ月を超えても実6の2の期間内なら補正可能]</td> </tr> </table>	実用新案登録出願等	原則、特許庁係属中に手続補正可能（実2の2①本文） 明細書等 → 出願日から政令期間（1ヶ月内）のみ 補正可能（実2の2①但書） [出願日とは実際の出願日であって優先日ではない。補正期間の延長は不可。実32の場合とは異なる。明細書・図面は1ヶ月を超えても実6の2の期間内なら補正可能]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px; vertical-align: top;">実用新案登録出願等</td> <td style="width: 80%; padding: 5px; vertical-align: top;">原則、特許庁係属中に手続補正可能（実2の2①本文） 明細書等 → 経済産業省令で定める期間補正可能（実2の2①但書）</td> </tr> </table>	実用新案登録出願等	原則、特許庁係属中に手続補正可能（実2の2①本文） 明細書等 → 経済産業省令で定める期間 補正可能（実2の2①但書）
実用新案登録出願等	原則、特許庁係属中に手続補正可能（実2の2①本文） 明細書等 → 出願日から政令期間（1ヶ月内）のみ 補正可能（実2の2①但書） [出願日とは実際の出願日であって優先日ではない。補正期間の延長は不可。実32の場合とは異なる。明細書・図面は1ヶ月を超えても実6の2の期間内なら補正可能]					
実用新案登録出願等	原則、特許庁係属中に手続補正可能（実2の2①本文） 明細書等 → 経済産業省令で定める期間 補正可能（実2の2①但書）					

38頁 図2-12	みなし国際出願 (実用新案)	所定の決定の日から1ヶ月の間手続補正可能(実48の16)	(削除)									
38頁 図2-12	意匠登録出願等	事件が①審査・②審判・③再審に係属中手続補正可能(意60の3)	意匠登録出願等 事件が①審査・②審判・③再審に係属中手続補正可能(意60の24)									
39頁 下から2行目～下から1行目	明細書等の補正に関するいくつかの注意点がある。再審でも、補正の機会がある(特174_・159・50)	明細書等の補正に関するいくつかの注意点がある。再審でも、補正の機会がある(特174_・159・50)										
42頁 下から14行目～下から1行目	<p>⑥ 要約書の補正 特許出願人は、原則として、特許出願の日から1年3ヶ月以内に限り、願書に添付した要約書について補正できる(特17の3本文)。要約書は、出願日から1年6ヶ月経過後に行われる出願公開の際に併せてその内容を公開することにより、特許情報へのアクセスを容易にすることを目的として提出を義務づけたものであり、権利関係には何ら影響を与えるものではない。</p> <p>ただし、優先権主張を伴う場合には、特許出願の日が最先優先日(優先権の主張の基礎とした出願日のうち最先の日)となるので、要約書を補正できるのは、1年間の優先期限の末日に出願すると、優先日から1年3ヶ月以内、すなわち現実の特許出願日からは3ヶ月以内に限られる(特17の3かっこ書)。また、出願公開の請求があった後は、要約書の補正ができない(特17の3かっこ書)。</p> <p>実用新案法では、事件が特許庁に係属中、及び実用新案登録出願の日から1ヶ月(政令で定める期間)以内に要約書の補正ができる(実2の2)</p>	<p>⑥ 要約書の補正 特許出願人は、経済産業省令で定める期間内に限り、願書に添付した要約書について補正できる(平26改正特17の3) 実用新案法では、事件が特許庁に係属中、及び経済産業省令で定める期間内に要約書の補正ができる(平26改正実2の2)</p>										
43頁 3行目～5行目	<p>⑦ 訂正に係る明細書等の補正 訂正に係る明細書・図面について補正できる期間は、無効審判の際及び訂正審判の際それぞれにおいて、図2-15の通りである(特17の4)</p>	<p>⑦ 訂正に係る明細書等の補正 訂正に係る明細書・図面について補正できる期間は、特許異議申立ての際、無効審判の際及び訂正審判の際それぞれにおいて、図2-15の通りである(平26改正特17の5～)。平成26年法改正により、特許異議申立て制度を創設(特113)したことにより、特許異議申立ての際の訂正に係る明細書等の補正期間が追加された。</p>										
43頁 図2-15	<table border="1"> <tr> <td>無効審判の際</td> <td>特17の4①(次の6つの期間) ⇒特134①・134②・134の2⑤・134の3・153②・164の2②の期間</td> </tr> <tr> <td>訂正審判の際</td> <td>特17の4② ⇒結審通知まで・再開後さらに結審通知まで</td> </tr> </table>	無効審判の際	特17の4①(次の6つの期間) ⇒特134①・134②・134の2⑤・134の3・153②・164の2②の期間	訂正審判の際	特17の4② ⇒結審通知まで・再開後さらに結審通知まで	<table border="1"> <tr> <td>特許異議申立ての際</td> <td>特17の5①(次の2つの期間) ⇒特120の5①・120の5⑥の期間</td> </tr> <tr> <td>無効審判の際</td> <td>特17の5②(次の6つの期間) ⇒特134①・134②・134の2⑤・134の3・153②・164の2②の期間</td> </tr> <tr> <td>訂正審判の際</td> <td>特17の5③ ⇒結審通知まで・再開後さらに結審通知まで</td> </tr> </table>	特許異議申立ての際	特17の5①(次の2つの期間) ⇒特120の5①・120の5⑥の期間	無効審判の際	特17の5②(次の6つの期間) ⇒特134①・134②・134の2⑤・134の3・153②・164の2②の期間	訂正審判の際	特17の5③ ⇒結審通知まで・再開後さらに結審通知まで
無効審判の際	特17の4①(次の6つの期間) ⇒特134①・134②・134の2⑤・134の3・153②・164の2②の期間											
訂正審判の際	特17の4② ⇒結審通知まで・再開後さらに結審通知まで											
特許異議申立ての際	特17の5①(次の2つの期間) ⇒特120の5①・120の5⑥の期間											
無効審判の際	特17の5②(次の6つの期間) ⇒特134①・134②・134の2⑤・134の3・153②・164の2②の期間											
訂正審判の際	特17の5③ ⇒結審通知まで・再開後さらに結審通知まで											

43頁 下から5行目～下から1行目	これに対し、 訂正請求・訂正審判請求又は実用新案についての訂正できる期間 は、図2-16の通りである。前記の訂正明細書等の補正期間と同様の期間であるが、異なるため混乱し易く、比較のためここで示しておく。平成23年法改正により、訂正請求等の期間についても、前記の訂正明細書等についての補正期間と同様に改正されている。	これに対し、 訂正請求・訂正審判請求又は実用新案についての訂正できる期間 は、図2-16の通りである。前記の訂正明細書等の補正期間と同様の期間であるが、異なるため混乱し易く、比較のためここで示しておく。平成23年法改正により、訂正請求等の期間についても、前記の訂正明細書等についての補正期間と同様に改正されている。 また、平成26年法改正により、特許異議申立て制度が創設されたことに伴い、訂正審判請求できる時期が改正された（特126）。
44頁 図2-16	<p>訂正審判請求</p> <p>特126②の期間 ⇒ 無効審判の特許庁係属時から審決確定までの間以外に、請求可 ※ 請求項ごとに請求された場合はそのすべての審決が確定するまで請求不可（特126②かつこ書）</p>	<p>訂正審判請求</p> <p>特126②の期間 ⇒ 特許異議申立て又は無効審判の特許庁係属時から決定又は審決確定までの間以外に、請求可 ※ 請求項ごとに申立て又は請求された場合はそのすべての決定又は審決が確定するまで請求不可（特126②かつこ書）</p>
44頁 1行目～3行目	<p>⑧ 商標登録出願等の手続の補正 商標・防護標章登録出願等の手続補正ができる時期は、事件が、審査、審判、再審、異議申立ての審理に係属中のときである（商68の40）。</p>	<p>⑧ 優先権主張書面の補正 平成26年法改正により、国際的な法制度に倣い、災害（海外のものも含む）等のやむを得ない事由が生じた場合には、迅速な手続期間の延長を可能とする等、制度利用者の利便性の向上に資する救済措置の整備が行われた。そして、その一環として、優先権の主張をする旨の書面について、出願と同時になくとも一定期間内であれば提出できるものとし、その補正についても、一定期間内（経済産業省令で定める期間内）に限りできるものとされた（平26改正特17の4新設、特41等）。これは、従来法では優先権の主張をする旨の書面の補正について特段の期限が設けられていなかつたが、手続の安定性を高めるべく、特許手続の統一化・簡素化を目的とする特許法条約に倣ったものである。</p> <p>⑨ 商標登録出願等の手続の補正 商標・防護標章登録出願等の手続補正ができる時期は、事件が、審査、審判、再審、異議申立ての審理に係属中のときである（商68の40）。</p>
54頁 下から4行目～下から1行目	<p>(2) 新規性喪失の例外規定 発明・考案の新規性喪失の例外規定（特30、実11〔準特30〕）及び意匠の新規性喪失の例外規定（意4）の適用を受けるための要件は、図2-23の5つである。</p>	<p>(2) 新規性喪失の例外規定等 ① 新規性喪失の例外 発明・考案の新規性喪失の例外規定（特30、実11〔準特30〕）及び意匠の新規性喪失の例外規定（意4）の適用を受けるための要件は、図2-23の5つである。</p>
55頁 10行目～11行目	意匠の新規性喪失についての証明書の提出期間が以前は短かったが、平成18年改正により特許法と同期間となっている。	<p>意匠の新規性喪失についての証明書の提出期間が以前は短かったが、平成18年改正により特許法と同期間となっている。なお、証明書の提出期間については、平成26年法改正により、不責事由の場合の追完規定が新設された（特30、意4）。</p> <p>② 出願時の特例 商標法では、政府等が開設する博覧会等へ出品した商品又は出展した役務について使用をした商標について所定期間に内に出願した場合には、出願時の特例を受ける規定がある（商9）。その場合、所定の証明書を出願日から30日以内に提出しなければならないが（商9）、平成26年法改正により、証明書の提出についての不責事由による追完規定が新設された（平26改正商9）。</p>

56頁 図2-24	<p>18号 立体的形状（機能確保不可欠）のみからなる商標</p> <p>19号 国内・外国周知著名商標</p>	<p>18号 商品等が当然に備える特徴（政令で定めるもの）のみからなる商標</p> <p>19号 国内・外国周知著名商標</p> <p>※ 3号については、国際機関と関係があるとの誤認を生じない商標の除外規定が設けられた（平26改正商4①三イ・ロ）。18号については、音の商標等の保護対象の拡充等に伴う改正がなされた（平26改正商4①十八）。</p>
65頁 15行目	④ 仮通常実施権の登録の効果	④ 仮専用実施権の登録の効果等
68頁 2行目～5行目	<p>① 外国語書面出願 外国語書面出願の翻訳文提出期限は、特許出願の日から1年2ヶ月以内である（特36の2本文）。特許出願の日とは、優先権主張を伴う出願では優先日をいう（<u>特17の3</u>かつこ書）。</p>	<p>① 外国語書面出願 外国語書面出願の翻訳文提出期限は、特許出願の日から1年2ヶ月以内である（特36の2本文）。特許出願の日とは、優先権主張を伴う出願では優先日をいう（<u>平26改正特36の2</u>本文かつこ書）。</p>
68頁 下から5行目～下から1行目	<p>② 出願日の認定・補完命令等 特許庁長官は、商標登録出願が次の各号の一に該当する場合を除き、商標登録出願に係る願書を提出した日を商標登録出願の日として認定しなければならない（商5の2）。防護標章でも、第5号を加えて読み替準用している（商68）。</p>	<p>② 商標登録出願・出願日の認定・補完命令等 <u>平成26年改正により、色彩のみや音からなる新しい商標が保護対象に追加されたことに伴い、出願日に際して、その商標を受けようとする旨を願書に記載し、その商標に関する詳細な説明の記載や所定の物件（例えば音の商標の場合、その音を記録したCD等）の提出に関する義務を課す規定が新設された（平26改正商5一～五・5）。</u>また、詳細な説明や所定の物件は、その商標の内容を特定するものでなければならないとし、その要件を満たさない出願は拒絶対象とされる（<u>平26改正商5・15</u>）。</p> <p>特許庁長官は、商標登録出願が次の各号の一に該当する場合を除き、商標登録出願に係る願書を提出した日を商標登録出願の日として認定しなければならない（商5の2）。防護標章でも、第5号を加えて読み替準用している（商68）。</p>
75頁 下から7行目～下から1行目	<p>図2-29中の【要件1】の特定の組合等とは、事業協同組合その他の特別法で設立の組合及びそれ相当外国法人であり、法人格を必要とし、特別法で正当理由なく構成員の加入を拒まない等の定めが必要である。社団法人はない。民法上、社団法人の構成員たる資格を有する者の加入の自由に関する規定がなく、地域団体商標の主体となり得ないことが明らかである。</p> <p>すべて要件を満たせば、地域団体商標の商標登録を受けることができる〔効果〕。</p>	<p>図2-29中の【要件1】の特定の組合等とは、事業協同組合その他の特別法で設立の組合及びそれ相当外国法人であり、法人格を必要とし、特別法で正当理由なく構成員の加入を拒まない等の定めが必要である。社団法人はない。民法上、社団法人の構成員たる資格を有する者の加入の自由に関する規定がなく、地域団体商標の主体となり得ないことが明らかである。<u>なお、平成26年法改正により、地域団体商標の商標登録を受けることができる者に、商工会、商工会議所及び特定非営利活動法人（NPO法人）並びにこれらに相当する外国の法人が追加された（平26改正商7の2）。</u>これは、近年の新たな地域ブランド普及の担い手を地域団体商標制度の登録主体に追加し、地域ブランドの更なる普及・展開を図るものである。</p> <p>すべて要件を満たせば、地域団体商標の商標登録を受けることができる〔効果〕。</p>

78頁 15行目～18行目	(a) 後の特許出願が先の特許出願の日から1年以内にされたものでない場合（特41一） パリ条約、特許協力条約（PCT）及び各國法制の優先権制度と均衡させたためである。	(a) 後の特許出願が先の特許出願の日から1年以内にされたものでない場合（特41一） パリ条約、特許協力条約（PCT）及び各國法制の優先権制度と均衡させたためである。 <u>なお、平成26年法改正により、優先期間内に当該特許出願をすることができなかつたことに正当な理由があるときは、一定期間内（経済産業省令で定める期間内）に限りできることとなつた（平26改正特41一かっこ書）。</u>
79頁 5行目～10行目	国内優先権主張出願は先の出願が取下擬制されるため、ライセンサー保護の観点で承諾要件を課したものである。なお、平成23年法改正により、従前承諾が必要であった「登録した仮通常実施権」を有する者については、削除された。 実用新案法においても、優先権主張出願に関する同様の規定がある（実8）。	国内優先権主張出願は先の出願が取下擬制されるため、ライセンサー保護の観点で承諾要件を課したものである。なお、平成23年法改正により、従前承諾が必要であった「登録した仮通常実施権」を有する者については、削除された。 <u>平成26年法改正により、優先権の主張をする旨の書面について、出願と同時でなくとも一定期間ないであれば提出できるようになった（平26改正特41）（「第2章 1 (6) ③優先権主張書面の補正」[44頁・追加箇所]参照）</u> 実用新案法においても、優先権主張出願に関する同様の規定がある（実8）。また、平成26年法改正により、実用新案法でも、優先権主張に関して、特許法と同様の措置が講じられた（平26改正実8一かっこ書）。
79頁 11行目～13行目	② 先の出願の取下げ等 特許法41条に基づく国内優先権主張の先の出願は、原則として、その出願の日から <u>1年3ヶ月</u> を経過した時に取り下げたものとみなされる（特42本文）	② 先の出願の取下げ等 特許法41条に基づく国内優先権主張の先の出願は、原則として、その出願日から <u>経済産業省令で定める期間</u> を経過した時に取り下げたものとみなされる（特42本文）
79頁 下から12行～下から4行目	また、先の出願が国際特許出願・国際実用新案登録出願の場合には、国内処理基準時（+翻訳文特例期間）か、又は国際出願日から <u>1年3ヶ月</u> の遅いほうに取り下げられたとみなされる（特184の15）。 先の出願の日から <u>1年3ヶ月</u> を経過した後は、優先権主張の取下げはできない（特42）。なお、後の出願が国際出願である場合には適用されず（特184の15）優先日から30月まで取下げが可能である（PCT規90の2.3）。 先の出願の日から <u>1年3ヶ月以内</u> に優先権の主張を伴う特許出願が取り下げられた場合には、優先権主張は取下擬制される（特42）。出願人の利便を考慮したものである。	また、先の出願が国際特許出願・国際実用新案登録出願の場合には、国内処理基準時（+翻訳文特例期間）か、又は国際出願日から <u>経済産業省令で定める期間</u> の遅いほうに取り下げられたとみなされる（特184の15・実48の10）。 先の出願の日から <u>経済産業省令で定める期間</u> を経過した後は、優先権主張の取下げはできない（特42）。なお、後の出願が国際出願である場合には適用されず（特184の15）優先日から30月まで取下げが可能である（PCT規90の2.3）。 先の出願の日から <u>経済産業省令で定める期間内</u> に優先権の主張を伴う特許出願が取り下げられた場合には、優先権主張は取下擬制される（特42）。出願人の利便を考慮したものである。

80頁6行目～25行目	<p>③ パリ条約による優先権主張手続</p> <p>パリ条約の規定により特許出願について優先権を主張しようとする者は、その旨並びに最初に出願をし若しくは最初の出願とみなされた出願をし(パリ4C(4))又は最初に出願をしたものと認められた(パリ4A(2))パリ条約の同盟国の国名及び出願の年月日を記載した書面を<u>特許出願と同時に特許庁長官に提出しなければならない</u>(特43、実11〔準特43〕・意15・商13〔以上、読替準特43〕)。</p> <p>優先権証明書の提出期限は、特許法43条2項各号に掲げる日のうち最先の日から1年4ヶ月以内に提出しなければならない(特43柱書)。変更・分割出願の場合の期限は、その1年4ヶ月又は出願日から3ヶ月の遅いほうである(特44・46)。<u>意匠・商標の登録出願</u>では、出願日から3ヶ月である。</p> <p>優先権証明書の日本語翻訳文は要しない。優先権証明書を提出しなくても効力を失わない場合がある。それは、特許法43条5項の書面を提出したときである。同項は、国際的な優先権書類の電子交換の枠組みに対応するため、第一国以外の国・国際機関との間での電子的交換を可能にする趣旨から、平成20年に改正された。</p> <p>④ パリ条約の例による優先権主張</p> <p>パリ条約の例による優先権主張が認められている(特43の2、実11・意15〔以上、準特43の2〕)。このパリ条約の例により優先権主張が可能パターンは、図2-31の通りである。</p>	<p>③ パリ条約による優先権主張手続</p> <p>パリ条約の規定により特許出願について優先権を主張しようとする者は、その旨並びに最初に出願をし若しくは最初の出願とみなされた出願をし(パリ4C(4))又は最初に出願をしたものと認められた(パリ4A(2))パリ条約の同盟国の国名及び出願の年月日を記載した書面を<u>經濟産業省令で定める期間内に特許庁長官に提出しなければならない</u>(平26改正特43、実11〔準特43〕)。平成26年法改正により、当該書面の提出時期について、特許法及び実用新案法では省令期間内と改正されたが、意匠法及び商標法では改正されず、従前通り、出願と同時に提出しなければならない(意15・商13〔以上、読替準特43〕)。</p> <p>優先権証明書の提出期限は、特許法43条2項各号に掲げる日のうち最先の日から1年4ヶ月以内に提出しなければならない(特43柱書)。変更・分割出願の場合の期限は、その1年4ヶ月又は出願日から3ヶ月の遅いほうである(特44・46)。<u>意匠・商標の登録出願</u>では、出願日から3ヶ月である。</p> <p>優先権証明書の日本語翻訳文は要しない。優先権証明書を提出しなくても効力を失わない場合がある。それは、特許法43条5項の書面を提出したときである。同項は、国際的な優先権書類の電子交換の枠組みに対応するため、第一国以外の国・国際機関との間での電子的交換を可能にする趣旨から、平成20年に改正された。また、平成26年法改正により、優先権証明書(特43)及び特許法43条5項の書面の提出について、不審事由による追完規定が新設された(平26改正特43)。さらに、この規定によりこれらの書類・書面を提出した場合は、特許法43条4項の規定(所定期間に内に不提出の場合の優先権主張の失効)は適用しない旨の規定も新設された(平26改正特43)。これらの新設規定は、実用新案法、意匠法及び商標法でも準用されることとなった(平26改正実11・意15・商13)。</p> <p>④ パリ条約の例による優先権主張</p> <p>平成26年法改正により、パリ条約4条D(1)により特許出願について優先権主張をしようとした場合においても、国内優先権主張の場合と同様の趣旨により(平26改正特41一かっこ書参照)、優先期間内に当該特許出願をすることができたことに正当な理由があるときは、一定期間内(經濟産業省令で定める期間内)に限りできることとなった(平26改正特43の2新設)。</p> <p>パリ条約の例による優先権主張が認められている(特43の3、実11・意15〔以上、準特43の3〕)。このパリ条約の例により優先権主張が可能パターンは、図2-31の通りである。</p>
81頁 図2-31	※【特定国】とは、①パリ条約加盟国・WTO加盟国以外の国、②相互主義国、③特許庁長官の指定する国である。 <u>現在特定国とは具体的には台湾</u>	※【特定国】とは、①パリ条約加盟国・WTO加盟国以外の国、②相互主義国、③特許庁長官の指定する国である。
81頁 1行目～4行目	商標法でも、特許法43条の2と同様にパリ条約の例による優先権主張が認められており、図2-31のパターンにおいて、「WTO加盟国(民)」を、「WTO加盟国(民)・商標法条約締約国(民)」と置き換えたパターンが認められている(商9の3)。	商標法でも、特許法43条の3と同様にパリ条約の例による優先権主張が認められており、図2-31のパターンにおいて、「WTO加盟国(民)」を、「WTO加盟国(民)・商標法条約締約国(民)」と置き換えたパターンが認められている(商9の3)。

81頁 下から7行目～下から1行目	<p>(b) 特許査定謄本送達日から30日以内（特44二。延長の場合あり〔特44〕） 例外として特許法163条3項において準用する特許法51条および160条1項での特許査定のときは分割不可</p> <p>(c) 最初の拒絶査定謄本送達日から3ヶ月以内（特44三。延長の場合あり〔特44〕） 拒絶査定不服審判請求期間の平成20年法改正に合わせた</p>	<p>(b) 特許査定謄本送達日から30日以内（特44二。延長の場合あり〔特44〕） 例外として特許法163条3項において準用する特許法51条および160条1項での特許査定のときは分割不可</p> <p>(c) 最初の拒絶査定謄本送達日から3ヶ月以内（特44三。延長の場合あり〔特44〕） 拒絶査定不服審判請求期間の平成20年法改正に合わせた</p> <p><u>平成26年法改正により、分割の時期のうち(b)又は(c)の期間内に不責事由により分割できない場合の追完規定が新設された（平26改正特44）。</u></p>												
83頁 図2-33	<table border="1" data-bbox="316 401 1163 596"> <tr> <td data-bbox="316 401 579 504">実用新案登録出願</td><td data-bbox="579 401 1163 504"> 分割の時期＝明細書等の補正時期（実2の2） ※ <u>出願日から政令で定める期間（1ヶ月）</u>・実2の2・6の2の補正指令指定期間 </td></tr> <tr> <td data-bbox="316 504 579 596">意匠登録出願</td><td data-bbox="579 504 1163 596"> 分割の時期＝手続補正の時期（意60の3） ※ ともに審査・審判・再審に係属中 </td></tr> </table>	実用新案登録出願	分割の時期＝明細書等の補正時期（実2の2） ※ <u>出願日から政令で定める期間（1ヶ月）</u> ・実2の2・6の2の補正指令指定期間	意匠登録出願	分割の時期＝手続補正の時期（意60の3） ※ ともに審査・審判・再審に係属中	<table border="1" data-bbox="1237 401 2084 596"> <tr> <td data-bbox="1237 401 1500 504">実用新案登録出願</td><td data-bbox="1500 401 2084 504"> 分割の時期＝明細書等の補正時期（実2の2） ※ <u>経済産業省令で定める期間</u>・実2の2・6の2の補正指令指定期間 </td></tr> <tr> <td data-bbox="1237 504 1500 596">意匠登録出願</td><td data-bbox="1500 504 2084 596"> 分割の時期＝手続補正の時期（意60の24） ※ ともに審査・審判・再審に係属中 </td></tr> </table>	実用新案登録出願	分割の時期＝明細書等の補正時期（実2の2） ※ <u>経済産業省令で定める期間</u> ・実2の2・6の2の補正指令指定期間	意匠登録出願	分割の時期＝手続補正の時期（意60の24） ※ ともに審査・審判・再審に係属中				
実用新案登録出願	分割の時期＝明細書等の補正時期（実2の2） ※ <u>出願日から政令で定める期間（1ヶ月）</u> ・実2の2・6の2の補正指令指定期間													
意匠登録出願	分割の時期＝手続補正の時期（意60の3） ※ ともに審査・審判・再審に係属中													
実用新案登録出願	分割の時期＝明細書等の補正時期（実2の2） ※ <u>経済産業省令で定める期間</u> ・実2の2・6の2の補正指令指定期間													
意匠登録出願	分割の時期＝手続補正の時期（意60の24） ※ ともに審査・審判・再審に係属中													
84頁 図2-34	<table border="1" data-bbox="316 636 1163 755"> <tr> <td data-bbox="316 636 534 755">実用新案登録出願</td><td data-bbox="534 636 653 755">特許出願</td><td data-bbox="653 636 698 755">A</td><td data-bbox="698 636 1163 755">出願日～3年経過後は変更不可 (特46②但書)</td></tr> </table>	実用新案登録出願	特許出願	A	出願日～3年経過後は変更不可 (特46②但書)	<table border="1" data-bbox="1237 636 2084 755"> <tr> <td data-bbox="1237 636 1455 755">実用新案登録出願</td><td data-bbox="1455 636 1574 755">特許出願</td><td data-bbox="1574 636 1619 755">A</td><td data-bbox="1619 636 2084 755">出願日～3年経過後は変更不可 (特46②但書) <u>※ 不責事由による追完可（平26改正特46⑤）</u></td></tr> </table>	実用新案登録出願	特許出願	A	出願日～3年経過後は変更不可 (特46②但書) <u>※ 不責事由による追完可（平26改正特46⑤）</u>				
実用新案登録出願	特許出願	A	出願日～3年経過後は変更不可 (特46②但書)											
実用新案登録出願	特許出願	A	出願日～3年経過後は変更不可 (特46②但書) <u>※ 不責事由による追完可（平26改正特46⑤）</u>											
84頁 図2-34	<table border="1" data-bbox="316 795 1163 1025"> <tr> <td data-bbox="316 795 534 1025" rowspan="2">意匠登録出願</td><td data-bbox="534 795 653 1025" rowspan="2">特許出願</td><td data-bbox="653 795 698 1025">A</td><td data-bbox="698 795 1163 1025">出願日～3年経過後は変更不可（下記Bの可能期間を除く）（特46②但書）</td></tr> <tr> <td data-bbox="698 1025 743 1025">B</td><td data-bbox="743 1025 1163 1025">最初の拒査謄本送達日～3ヶ月（延長可） 経過後は変更不可（特46②但書）</td></tr> </table>	意匠登録出願	特許出願	A	出願日～3年経過後は変更不可（下記Bの可能期間を除く）（特46②但書）	B	最初の拒査謄本送達日～3ヶ月（延長可） 経過後は変更不可（特46②但書）	<table border="1" data-bbox="1237 795 2084 1025"> <tr> <td data-bbox="1237 795 1455 1025" rowspan="2">意匠登録出願</td><td data-bbox="1455 795 1574 1025" rowspan="2">特許出願</td><td data-bbox="1574 795 1619 1025">A</td><td data-bbox="1619 795 2084 1025">出願日～3年経過後は変更不可（下記Bの可能期間を除く）（特46②但書） <u>※ 不責事由による追完可（平26改正特46⑤）</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="1619 1025 1664 1025">B</td><td data-bbox="1664 1025 2084 1025">最初の拒査謄本送達日～3ヶ月（延長可） 経過後は変更不可（特46②但書）</td></tr> </table>	意匠登録出願	特許出願	A	出願日～3年経過後は変更不可（下記Bの可能期間を除く）（特46②但書） <u>※ 不責事由による追完可（平26改正特46⑤）</u>	B	最初の拒査謄本送達日～3ヶ月（延長可） 経過後は変更不可（特46②但書）
意匠登録出願	特許出願			A	出願日～3年経過後は変更不可（下記Bの可能期間を除く）（特46②但書）									
		B	最初の拒査謄本送達日～3ヶ月（延長可） 経過後は変更不可（特46②但書）											
意匠登録出願	特許出願	A	出願日～3年経過後は変更不可（下記Bの可能期間を除く）（特46②但書） <u>※ 不責事由による追完可（平26改正特46⑤）</u>											
		B	最初の拒査謄本送達日～3ヶ月（延長可） 経過後は変更不可（特46②但書）											
86頁 8行目～12行目	<p>(a) 実用新案登録出願日から3年を超える場合（特46の2一）</p> <p>(b) 出願人・実案権者から実用新案技術評価請求があったとき（特46の2二）</p> <p>(c) 出願人・実案権者以外からの実用新案技術評価請求に係る最初の通知を受けた日から30日を超える場合（特46の2三）</p> <p>(d) 無効審判に係る最初の答弁書提出期間を経過した場合（特46の2四）</p>	<p>(a) 実用新案登録出願日から3年を超える場合（特46の2一）</p> <p>(b) 出願人・実案権者から実用新案技術評価請求があったとき（特46の2二）</p> <p>(c) 出願人・実案権者以外からの実用新案技術評価請求に係る最初の通知を受けた日から30日を超える場合（特46の2三）</p> <p>(d) 無効審判に係る最初の答弁書提出期間を経過した場合（特46の2四）</p> <p>なお、(a)と(c)の場合については、不責事由による追完が可能である（平26改正特46の2）。</p>												

87頁 4行目～12行目	<p>① 審査請求制度とは</p> <p>審査請求制度とは、特許出願についての実体審査の開始を特許庁長官に対して求める要求のことをいう（特48の2・48の3）。何人も特許出願の日から3年以内に出願審査の請求をすることができ、出願審査の請求があった場合、審査官はその特許出願について審査を行う（特47・48の3）。出願日から3年以内に出願審査の請求が行われなかった場合、その特許出願が取り下げられたものとみなされる（特48の3）。なお、法人でない社団又は財団であって、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において出願審査の請求をすることができる（特6一）。</p>	<p>① 審査請求制度とは</p> <p>審査請求制度とは、特許出願についての実体審査の開始を特許庁長官に対して求める要求のことをいう（特48の2・48の3）。何人も特許出願の日から3年以内に出願審査の請求をすることができ、出願審査の請求があった場合、審査官はその特許出願について審査を行う（特47・48の3）。出願日から3年以内に出願審査の請求が行われなかった場合、その特許出願が取り下げられたものとみなされる（特48の3）。なお、平成26年法改正により、出願審査の請求期間の超過に係る救済規定が整備された（平26改正特48の3～新設）。具体的には、その請求期間の超過に正当な理由があるときは、一定の期間内に限り当該請求できるようになった（特48の3）。それとともに、当該特許出願について特許権の設定の登録があったときは、当該請求期間の超過について記載した特許公報の発行後から当該請求について記載した特許公報の発行の前までの間に、当該特許出願に係る発明を善意で実施をした第三者は、当該特許権について通常実施権を有することとされた（特48の3）。</p> <p>法人でない社団又は財団であって、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において出願審査の請求をすることができる（特6一）</p>												
88頁 図2-36	<table border="1" data-bbox="321 607 1152 1123"> <tr> <td data-bbox="321 607 568 718">通常の特許出願</td><td data-bbox="568 607 1152 718">何人も出願日から3年以内に審査請求可能（特48の3①）</td></tr> <tr> <td data-bbox="321 718 568 814">分割・変更出願</td><td data-bbox="568 718 1152 814">上記期間経過後でも分割・変更日～30日に審査請求可能（特48の3②）</td></tr> <tr> <td data-bbox="321 814 568 1123">国際特許出願 (特184の7)</td><td data-bbox="568 814 1152 1123"> <ul style="list-style-type: none"> (a) 国際特許出願の出願人 日本語特許出願 ⇒ 特184の5の手続 +手数料納付（特195）の後 外国語特許出願 ⇒ 特184の4・184の5の手続 +手数料納付（特195）の後 (特184の4の手続期間=翻訳文提出特例期間含む → 最長優先日～32月) (b) 国際特許出願の出願人以外の者 国内書面提出期間の経過後 (国内書面提出期間=優先日～30月) </td></tr> </table>	通常の特許出願	何人も出願日から3年以内に審査請求可能（特48の3①）	分割・変更出願	上記期間経過後でも分割・変更日～30日に審査請求可能（特48の3②）	国際特許出願 (特184の7)	<ul style="list-style-type: none"> (a) 国際特許出願の出願人 日本語特許出願 ⇒ 特184の5の手続 +手数料納付（特195）の後 外国語特許出願 ⇒ 特184の4・184の5の手続 +手数料納付（特195）の後 (特184の4の手続期間=翻訳文提出特例期間含む → 最長優先日～32月) (b) 国際特許出願の出願人以外の者 国内書面提出期間の経過後 (国内書面提出期間=優先日～30月) 	<table border="1" data-bbox="1242 607 2095 1123"> <tr> <td data-bbox="1242 607 1489 718">通常の特許出願</td><td data-bbox="1489 607 2095 718">何人も出願日から3年以内に審査請求可能（特48の3①） <u>※ 不責事由による追完可（平26改正特48の3⑤）</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="1242 718 1489 814">分割・変更出願</td><td data-bbox="1489 718 2095 814">上記期間経過後でも分割・変更日～30日に審査請求可能（特48の3②） <u>※ 不責事由による追完可（平26改正特48の3⑦）</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="1242 814 1489 1123">国際特許出願 (特184の17)</td><td data-bbox="1489 814 2095 1123"> <ul style="list-style-type: none"> (a) 国際特許出願の出願人 日本語特許出願 ⇒ 特184の5の手続 +手数料納付（特195）の後 外国語特許出願 ⇒ 特184の4・184の5の手続 +手数料納付（特195）の後 (特184の4の手続期間=翻訳文提出特例期間含む → 最長優先日～32月) (b) 国際特許出願の出願人以外の者 国内書面提出期間の経過後 (国内書面提出期間=優先日～30月) </td></tr> </table>	通常の特許出願	何人も出願日から3年以内に審査請求可能（特48の3①） <u>※ 不責事由による追完可（平26改正特48の3⑤）</u>	分割・変更出願	上記期間経過後でも分割・変更日～30日に審査請求可能（特48の3②） <u>※ 不責事由による追完可（平26改正特48の3⑦）</u>	国際特許出願 (特184の17)	<ul style="list-style-type: none"> (a) 国際特許出願の出願人 日本語特許出願 ⇒ 特184の5の手続 +手数料納付（特195）の後 外国語特許出願 ⇒ 特184の4・184の5の手続 +手数料納付（特195）の後 (特184の4の手続期間=翻訳文提出特例期間含む → 最長優先日～32月) (b) 国際特許出願の出願人以外の者 国内書面提出期間の経過後 (国内書面提出期間=優先日～30月)
通常の特許出願	何人も出願日から3年以内に審査請求可能（特48の3①）													
分割・変更出願	上記期間経過後でも分割・変更日～30日に審査請求可能（特48の3②）													
国際特許出願 (特184の7)	<ul style="list-style-type: none"> (a) 国際特許出願の出願人 日本語特許出願 ⇒ 特184の5の手続 +手数料納付（特195）の後 外国語特許出願 ⇒ 特184の4・184の5の手続 +手数料納付（特195）の後 (特184の4の手続期間=翻訳文提出特例期間含む → 最長優先日～32月) (b) 国際特許出願の出願人以外の者 国内書面提出期間の経過後 (国内書面提出期間=優先日～30月) 													
通常の特許出願	何人も出願日から3年以内に審査請求可能（特48の3①） <u>※ 不責事由による追完可（平26改正特48の3⑤）</u>													
分割・変更出願	上記期間経過後でも分割・変更日～30日に審査請求可能（特48の3②） <u>※ 不責事由による追完可（平26改正特48の3⑦）</u>													
国際特許出願 (特184の17)	<ul style="list-style-type: none"> (a) 国際特許出願の出願人 日本語特許出願 ⇒ 特184の5の手続 +手数料納付（特195）の後 外国語特許出願 ⇒ 特184の4・184の5の手続 +手数料納付（特195）の後 (特184の4の手続期間=翻訳文提出特例期間含む → 最長優先日～32月) (b) 国際特許出願の出願人以外の者 国内書面提出期間の経過後 (国内書面提出期間=優先日～30月) 													
90頁 5行目～7行目	条約違反は、拒絶理由であるとともに無効理由でもある（特49三・123三）。また、いわゆるシフト補正禁止違反（特17の2）は、拒絶理由である（特49一〔平18法改正で追加〕）が、無効理由ではない。形式的瑕疵だからである。	条約違反は、拒絶理由であるとともに <u>異議</u> ・無効理由でもある（特49三・113三・123三）。また、いわゆるシフト補正禁止違反（特17の2）は、拒絶理由である（特49一〔平18法改正で追加〕）が、 <u>異議</u> ・無効理由ではない。形式的瑕疵だからである。												
102頁 5行目	⑦ 補償金請求権・金銭的請求権の消滅時効	⑦ 補償金請求権・金銭的請求権の消滅事由												

117頁 図3-4	<p>商品等の機能確保に不可欠な立体的形状のみからなる商標</p> <p>(商26①五) [商4①十八に該当する立体商標が登録されている場合の第三者の救済規定]</p>	<p>商品等が当然に備える特徴のうち政令規定のもののみからなる商標</p> <p>(商26①五) [平26改正商4①十八に該当する特徴が登録されている場合の第三者の救済規定]</p> <p>上記のほか需要者が何人の業務に係る商品等であることを認識できる態様で使用されていない商標</p> <p>(平26改正商26①六新設) [いわゆる商標的使用で使用していない場合の第三者的救済規定] 從来判例実務で運用されていた点を明文化</p>
118頁 下から12行目～下から11行目	表示物が内容物たるぶどうを示すものであれば、商標法26条に関係なく及ばない(福岡地判昭46・9・17=巨峰事件)	表示物が内容物たるぶどうを示すものであれば、(從來の)商標法26条に関係なく及ばない(福岡地判昭46・9・17=巨峰事件)という裁判例がある。いわゆる商標的使用でない場合の商標の例であるが、これに関しては、平成26年法改正により、商標法26条1項6号が新設され、同号の規定により商標権の効力が及ばないことが明文化された。
120頁 12行目～17行目	<p>④ 登録商標の範囲等 登録商標の範囲は、願書に記載した商標に基づいて定めなければならない(商27)。この規定の例外として、標準文字により現したものは除かれる。かかる規定は、登録防護標章の範囲にも準用されている(商68〔準商27〕)。 また、指定商品又は指定役務の範囲は、願書の記載に基づいて定めなければならない(商27)。</p>	<p>④ 登録商標の範囲等 登録商標の範囲は、願書に記載した商標に基づいて定めなければならない(商27)。この規定の例外として、標準文字により現したものは除かれる。かかる規定は、登録防護標章の範囲にも準用されている(商68〔準商27〕)。 また、指定商品又は指定役務の範囲は、願書の記載に基づいて定めなければならない(商27)。平成26年法改正により、商標の保護対象の拡充に伴う所定の商標の願書の記載又は物件添付義務の規定(平26改正商5)が新設されたことに伴い、登録商標の範囲の認定(商27)においては、その記載又は物件(商5)を考慮して、願書に記載した商標の記載の意義を解釈するものとされた(平26改正商27 新設)。</p>
123頁 3行目～5行目	特許法のほかに、実用新案法17条(他人の登録実用新案等との関係)意匠法26条1項・2項(他人の登録意匠等との関係)商標法29条(他人の特許権等との関係)で同様の規定がある。	特許法のほかに、実用新案法17条(他人の登録実用新案等との関係)意匠法26条1項・2項(他人の登録意匠等との関係)商標法29条(他人の特許権等との関係)で同様の規定がある。平成26年法改正により、商標法29条に規定の対象となる関係として、他人の著作権との抵触のほか他人の著作隣接権との抵触についても追加された。
137頁 下から2行目～138頁 2行目	<p>・出版権 産業財産権法には存在しない特殊な権利として、著作権法上には、出版権が設けられている。複製権者(著21)は、その著作物を文書又は図画として出版することを引き受ける者に対し、出版権を設定することができる(著79)。</p>	<p>・出版権 産業財産権法には存在しない特殊な権利として、著作権法上には、出版権が設けられている。出版権に関しては、平成26年法改正により、電子書籍に対応した出版権制度の整備がなされた(著79～84等、「第6章 ⑤(1)・(2)」〔295頁～297頁・変更箇所〕参照)。複製権者(著21)又は公衆送信権者(著23)(複製権等保有者)は、その著作物について、文書若しくは図画として出版すること(記録媒体に記録された著作物の複製物による頒布を含む)(出版行為)又は記録媒体に記録された著作物の複製物を用いて公衆送信を行うこと(公衆送信行為)を引き受ける者に対し、出版権を設定することができる(著79)。</p>

138頁 図3-9	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">補償金</td><td style="padding: 5px;">特65</td><td style="padding: 5px;">—</td><td style="padding: 5px; color: red;">—</td><td style="padding: 5px;">—</td><td style="padding: 5px;">—</td><td style="padding: 5px;">—</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">金銭的請求</td><td style="padding: 5px;">—</td><td style="padding: 5px;">—</td><td style="padding: 5px;">—</td><td style="padding: 5px;">商13の2</td><td style="padding: 5px;">—</td><td style="padding: 5px;">—</td></tr> </table>	補償金	特65	—	—	—	—	—	金銭的請求	—	—	—	商13の2	—	—	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">補償金</td><td style="padding: 5px;">特65</td><td style="padding: 5px;">—</td><td style="padding: 5px; color: red;">意60の12*</td><td style="padding: 5px;">—</td><td style="padding: 5px;">—</td><td style="padding: 5px;">—</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">金銭的請求</td><td style="padding: 5px;">—</td><td style="padding: 5px;">—</td><td style="padding: 5px;">—</td><td style="padding: 5px;">商13の2</td><td style="padding: 5px;">—</td><td style="padding: 5px;">—</td></tr> </table> <p style="color: red; margin-top: 5px;">※ 国際意匠登録出願人が請求し得る</p>	補償金	特65	—	意60の12*	—	—	—	金銭的請求	—	—	—	商13の2	—	—
補償金	特65	—	—	—	—	—																								
金銭的請求	—	—	—	商13の2	—	—																								
補償金	特65	—	意60の12*	—	—	—																								
金銭的請求	—	—	—	商13の2	—	—																								
143頁 14行目～ 144頁 4行目	<p>① 特許権者等の権利行使の制限・主張の制限</p> <p>特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、当該特許が特許無効審判により又は当該特許権の存続期間の延長登録無効審判により無効にされるべきものと認められるとき、特許権者又は専用実施権者は、相手方に対しその権利行使することができない（特104の3〔実・意・商でも準用〕）。判例（最判平12・4・11＝キルピー特許事件）を受けて明文化された規定である。平成23年法改正により、権利行使の制限を受ける対象に、権利存続期間の延長登録無効審判により無効にされるべきものが追加された（特104の3）。また、同改正により、「特許法123条2項<u>但書</u>の規定（利害関係人に限り無効審判請求できる場合）は、当該特許に係る発明について特許を受ける権利を有する者以外の者が特許法104条の3第1項の規定による攻撃又は防御の方法を提出することを妨げない」（特104の3）との規定が新設された。また、同改正により、次の主張の制限規定が新設された（特104の4）。</p> <p>特許権侵害等の訴訟の終局判決確定後に、次の(a)～(c)の審決が確定したときは、当該訴訟の当事者であった者は、当該終局判決に対する再審の訴えにおいて、当該審決が確定したことを主張することができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 特許無効審決 (b) 特許権の存続期間の延長登録無効審決 (c) 訂正審決（政令で定めるもの） <p>実用新案法及び意匠法では、平成23年法改正による特許法104条の3及び104条の4の規定を準用しているが（実30、意41）。実用新案法では、特許法104条の4中、訂正審決を「訂正」（実14の2）と読み替えている。</p>	<p>① 特許権者等の権利行使の制限・主張の制限</p> <p>特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、当該特許が特許無効審判により又は当該特許権の存続期間の延長登録無効審判により無効にされるべきものと認められるとき、特許権者又は専用実施権者は、相手方に対しその権利行使することができない（特104の3〔実・意・商でも準用〕）。判例（最判平12・4・11＝キルピー特許事件）を受けて明文化された規定である。平成23年法改正により、権利行使の制限を受ける対象に、権利存続期間の延長登録無効審判により無効にされるべきものが追加された（特104の3）。また、同改正及び平成26年法改正により、「特許法123条2項の規定（利害関係人に限り無効審判請求できる旨の規定）は、当該特許に係る発明について特許無効審判を請求することができる者以外の者が特許法104条の3第1項の規定による攻撃又は防御の方法を提出することを妨げない」（特許法104の3）との規定が置かれた。また、平成23年法改正により、次の主張の制限規定が新設され、さらに平成26年法改正により、特許異議申立ての決定について追加された（特104の4）。</p> <p>特許権侵害等の訴訟の終局判決確定後に、次の(a)～(c)の決定又は審決が確定したときは、当該訴訟の当事者であった者は、当該終局判決に対する再審の訴えにおいて、当該決定又は審決が確定したことを主張することができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 特許の取消決定又は無効審決 (b) 特許権の存続期間の延長登録無効審決 (c) 訂正すべき決定又は審決（政令で定めるもの） <p>実用新案法及び意匠法では、平成23年法改正による特許法104条の3及び104条の4の規定を準用しているが（実30、意41）。実用新案法では、特許法104条の4中、訂正すべき決定又は審決を「訂正」（実14の2）と読み替えている。</p>																												
146頁 図3-13	(図の欄外に注を追加)	<p style="color: red; margin-top: 5px;">※ いずれの出願も不責事由による追完可（平26改正実32④新設）</p>																												
146頁 下から8行目～下から3行目	<p>③ 特許料の減免又は猶予</p> <p>特許庁長官は、特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者であって資力を考慮して政令で定める要件に該当する者が、特許料を納付することが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、特許法107条1項による第1年から第10年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる（特109）。</p>	<p style="color: red; margin-top: 5px;">なお、平成26年法改正により、特許料・登録料の納付期限に関しては、特許法、意匠法及び商標法でも同様に、不責事由による追完を可能とする改正がなされた（平26改正特108、意43、商41・41の2）。</p> <p>③ 特許料の減免又は猶予</p> <p>特許庁長官は、特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者であって資力を考慮して政令で定める要件に該当する者が、特許料を納付することが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、特許法107条1項による第1年から第10年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる（特109）。</p>																												

148頁 図3-14	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>③</td><td>無効審決確定</td><td>無効審決確定</td><td>無効審決確定</td><td>取消決定又は無効審決確定での分割納付後期の登録料</td></tr> <tr> <td>④</td><td>—</td><td>存続期間満了</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>⑤</td><td>在期延長登録 無効審決確定</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 納付期限は、上記①④については1年、上記②③⑤については6ヶ月</p>	③	無効審決確定	無効審決確定	無効審決確定	取消決定又は無効審決確定での分割納付後期の登録料	④	—	存続期間満了	—	—	⑤	在期延長登録 無効審決確定	—	—	—	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>③</td><td>取消決定又は 無効審決確定</td><td>無効審決確定</td><td>無効審決確定</td><td>取消決定又は無効審決確定での分割納付後期の登録料</td></tr> <tr> <td>④</td><td>—</td><td>存続期間満了</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>⑤</td><td>在期延長登録 無効審決確定</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 納付期限は、上記①④については1年、上記②③⑤については6ヶ月 ※2 すべて不責事由による追完可 (平26改正特111③、実34③、意45・準特111③、商42③新設)</p>	③	取消決定又は 無効審決確定	無効審決確定	無効審決確定	取消決定又は無効審決確定での分割納付後期の登録料	④	—	存続期間満了	—	—	⑤	在期延長登録 無効審決確定	—	—	—
③	無効審決確定	無効審決確定	無効審決確定	取消決定又は無効審決確定での分割納付後期の登録料																												
④	—	存続期間満了	—	—																												
⑤	在期延長登録 無効審決確定	—	—	—																												
③	取消決定又は 無効審決確定	無効審決確定	無効審決確定	取消決定又は無効審決確定での分割納付後期の登録料																												
④	—	存続期間満了	—	—																												
⑤	在期延長登録 無効審決確定	—	—	—																												
148頁 下から9行目～ 149頁 2行目	<p>① 登録異議の申立て</p> <p>登録後の異議申立て制度は、<u>商標</u>登録に対する信頼を高めるという<u>公益的な目的</u>を達成するため、異議申立てがあった際には特許庁が自ら登録処分の適否を審理し瑕疵ある場合にその是正を図るものである。これは登録処分の是非をめぐる当事者間の争いの解決を図る無効審判制度とは目的を異にする。なお、権利付与後の異議申立て制度はかつて特許法にも存在したが、平成15年法改正により、特許異議申立て制度が特許無効審判制度に吸收統合されたことで、現行法では商標法にのみ存在する制度である。</p> <p>何人も、商標掲載公報の発行の日から2ヶ月以内に限り、特許庁長官に、商標登録が一定の異議申立て事由（商43の2各号のいずれか）に該当することを理由として登録異議の申立てをすることができる。</p>	<p>① 特許異議・登録異議の申立て</p> <p>登録後の異議申立て制度は、<u>特許庁の登録処分</u>に対する信頼を高めるという<u>公益的な目的</u>を達成するために、異議申立てがあった際には特許庁が自ら登録処分の適否を審理し瑕疵ある場合にその是正を図るものである。これは登録処分の是非をめぐる当事者間の争いの解決を図る無効審判制度とは目的を異にする。なお、権利付与後の<u>特許異議申立て制度（旧制度）</u>は平成15年法改正で特許無効審判制度に吸收統合されたため存在しなくなったが、平成26年法改正により、旧制度とは一部差異のある特許異議申立て制度が創設された。これにより、現行法では<u>権利付与後の異議申立て制度は、特許法と商標法に存在する制度となる</u>。</p> <p><u>商標法における登録異議申立て制度によれば、何人も、商標掲載公報の発行の日から2ヶ月以内に限り、特許庁長官に、商標登録が一定の異議申立て事由（商43の2各号のいずれか）に該当することを理由として登録異議の申立てをすることができる。</u></p>																														

149頁 9行目～17行目	<p>平成23年法改正により、登録異議の申立てについての決定は、原則として登録異議申立事件ごとに確定することとし、指定商品又は指定役務ごとに申し立てられた登録異議の申立てについての決定については、指定商品又は指定役務ごとに確定することとなった（商43の14）。権利内容の迅速な確定等のため、商標権の有効性の判断等を商標権の一部（指定商品又は指定役務）ごとに行うために新設された規定である。これは、審決確定範囲等に係る規定を整備した特許法167条の2や商標法55条の3と同趣旨である。商標法43条の14の新設により、審判規定を準用する従前の商標法43条の14は、43条の15に条文番号が繰り下げられた。</p>	<p>平成23年法改正により、登録異議の申立てについての決定は、原則として登録異議申立事件ごとに確定することとし、指定商品又は指定役務ごとに申し立てられた登録異議の申立てについての決定については、指定商品又は指定役務ごとに確定することとなった（商43の14）。権利内容の迅速な確定等のため、商標権の有効性の判断等を商標権の一部（指定商品又は指定役務）ごとに行うために新設された規定である。これは、審決確定範囲等に係る規定を整備した特許法167条の2や商標法55条の3と同趣旨である。商標法43条の14の新設により、審判規定を準用する従前の商標法43条の14は、43条の15に条文番号が繰り下げられた。</p> <p><u>平成26年法改正の特許法における特許異議申立制度は、特許権の早期安定化と、簡易かつ迅速な審理を可能とするべく創設されたものである。これは、従来の一本化された特許無効審判制度が誰でもいつでも請求可能な審判制度であり、特許権者にとっては権利を得た後も半永久的に無効の主張を受け得る状況にあるという、権利の不安定化につながる側面があったことによる。そして、特許権を見直すための新たな機会の必要性や、申立人による反論の機会の必要性、当事者としての負担・口頭審理の負担が大きいため特許無効審判の利用を避ける制度ユーザーの意見といった、制度利用者のニーズを考慮して、特許異議申立制度が設けられたものである（平26改正特113）。なお、本制度創設に伴い、特許無効審判制度については、請求者が利害関係人のみに限られることとなつた（平26改正特123）。</u></p> <p><u>特許異議申立制度の具体的な内容は、特許法113条～120条の8に規定される通りである。特許法113条によれば、何人も、特許掲載公報の発行の日から6月以内に限り、特許庁長官に、特許が一定の異議申立理由（特113各号のいずれか）に該当することを理由として特許異議の申立てをすることができる。この場合において、二以上の請求項に係る特許については、請求項ごとに特許異議の申立てをすることができる。</u></p> <p><u>また、旧制度との差異がある特徴としては、以下の点が挙げられる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (a) <u>申立書の要旨変更が可能な期間の短縮（特115）</u> <u>審理の効率化を図るため、申立期間内に取消理由通知があった場合、以降は申立書の要旨変更補正ができない。</u> (b) <u>全件書面審理（特118）</u> <u>当事者性を無効審判よりも一層低いものとしてより利用しやすい制度にした。</u> (c) <u>異議申立人への意見書提出機会の付与（特120の5）</u> <u>制度の利便性向上を図るため、特許権者の訂正請求があった場合に、異議申立人にも意見書提出が認められる。</u>
---------------	--	--

150頁 図3-15	<p>異議理由 (商43の2)</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 商3・4①・8①⑤(商標登録要件)違反 (b) 商51②(52の2②準含)・53②(所定期間再登録禁止)違反 (c) 準特25(外国人の権利享有主体性)違反 (d) 条約違反 <p>※ 防護標章登録の異議理由=上記(a)(b)を商64違反に読み替え (商68④) +上記(c)(d)</p> <p>拒絶理由 (商15)</p> <p>異議理由の上記(a)(b)(c)(d)+「(e)商6①②違反」 ただし、上記(a)の商8①違反のみ拒絶理由でない 【理由=商4①十一違反で処理可能】</p> <p>※ 防護標章登録出願の拒絶理由=上記(a)(b)を商64違反に 読み替え (商68②) +上記(c)(d)(e)</p> <p>無効理由 (商46)</p> <p>異議理由の上記(a)(b)(c)(d)+下記(f)(g)(h) (f) 出願により生じた権利の非承継者による登録 (g) 後発的無効理由1=登録後の準特25・条約違反 (h) 後発的無効理由2=登録後の商4①~三・五・七・十六違反</p> <p>※ 防護標章登録の無効理由=上記(c)(d)(f)(g)+上記(a)(b)を商64 違反に読み替え +上記(h)を後発の商64違反に読み替え (商68④)</p>	<p>異議理由 (商43の2)</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 商3・4①・8①⑤(商標登録要件)違反 (b) 商51②(52の2②準含)・53②(所定期間再登録禁止)違反 (c) 準特25(外国人の権利享有主体性)違反 (d) 条約違反 (i) 商5⑤違反 <p>※ 防護標章登録の異議理由=上記(a)(b)を商64違反に読み替え (商68④) +上記(c)(d)</p> <p>拒絶理由 (商15)</p> <p>異議理由の上記(a)(b)(c)(d)(i)+「(e)商6①②違反」 ただし、上記(a)の商8①違反のみ拒絶理由でない 【理由=商4①十一違反で処理可能】</p> <p>※ 防護標章登録出願の拒絶理由=上記(a)(b)を商64違反に 読み替え (商68②) +上記(c)(d)(e)</p> <p>無効理由 (商46)</p> <p>異議理由の上記(a)(b)(c)(d)(i)+下記(f)(g)(h) (f) 出願により生じた権利の非承継者による登録 (g) 後発的無効理由1=登録後の準特25・条約違反 (h) 後発的無効理由2=登録後の商4①~三・五・七・十六違反</p> <p>(j) 地域団体商標の後発的無効理由</p> <p>※ 防護標章登録の無効理由=上記(c)(d)(f)(g)+上記(a)(b)を商64 違反に読み替え +上記(h)を後発の商64違反に読み替え (商68④)</p>
151頁 下から6行目～ 152頁 1行目	<p>① 無効審判</p> <p>特許無効審判とは、特許が一定の無効理由を有する場合にその特許を無効にすることについて請求し得る審判をいう（特123）。本審判において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。原則として何人も請求でき（特123）。特許権の消滅後においても請求することができる（特123）。平成15年法改正により、特許異議の申立てと一本化（統合）された。</p>	<p>① 無効審判</p> <p>特許無効審判とは、特許が一定の無効理由を有する場合にその特許を無効にすることについて請求し得る審判をいう（特123）。本審判において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。利害関係人に限り請求でき（平26改正特123）。特許権の消滅後においても請求することができる（特123）。請求人が利害関係人に限られるのは、平成26年法改正により、特許異議申立て制度が創設され、その申立てを何人も可能としたこととの調整を図ったものである。</p>
152頁 下から13行目	(h) 8号=訂正要件違反	(h) 8号=特許異議申立て又は無効審判における訂正要件違反
152頁 下から3行目～ 下から1行目	特許無効審判は原則として何人も請求することができるが、例外として、次の場合（権利帰属にかかるわる無効理由の場合）は、当該特許に係る発明について特許を受ける権利を有する者に限り請求することができる（特123）。	特許無効審判は既述の通り、利害関係人に限り請求することができるが（平26改正特123）。利害関係人として、次の場合（権利帰属にかかるわる無効理由の場合）は、当該特許に係る発明について特許を受ける権利を有する者に限り請求することができる（特123 かつこ書）。

153頁 7行目～12行目	<p>特許法以外では、実用新案法37条（実用新案登録無効審判）意匠法48条（意匠登録無効審判）商標法46条（商標登録の無効の審判）で規定されている。平成23年法改正により、実用新案法と意匠法において、特許法と同様の改正がなされている（実37二・五・、意48一・三・）。なお、商標法では、創作概念がなく、そもそも冒認又は共同出願違反がない（無効理由の改正はない）。</p>	<p>特許法以外では、実用新案法37条（実用新案登録無効審判）意匠法48条（意匠登録無効審判）商標法46条（商標登録の無効の審判）で規定されている。平成23年法改正により、実用新案法と意匠法において、特許法と同様の改正がなされている（実37二・五・、意48一・三・）。なお、商標法では、創作概念がなく、そもそも冒認又は共同出願違反がない（無効理由の改正はない）。また、平成26年法改正により、商標法では、もともと登録異議申立制度が存在していたことから、特許法の改正と同様に合わせて、無効審判の請求人適格を「利害関係人」に限ることとした（平26改正商46新設）。</p>				
153頁 下から11行目～下から6行目	<p>延長登録無効審決が確定した場合の効果として、その延長登録による存続期間の延長は、初めからされなかつたものとみなされる（特125の2本文）。ただし、延長登録が特許法125条の2第1項3号に該当する場合において、その特許発明の実施をすることができなかつた期間を超える期間の延長登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、当該超える期間について、その延長がされなかつたものとみなされる（特125の2但書）。</p>	<p>延長登録無効審決が確定した場合の効果として、その延長登録による存続期間の延長は、初めからされなかつたものとみなされる（特125の2本文）。ただし、延長登録が特許法125条の2第1項3号に該当する場合において、その特許発明の実施をすることができなかつた期間を超える期間の延長登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、当該超える期間について、その延長がされなかつたものとみなされる（特125の2但書）。</p> <p>平成26年法改正により、延長登録無効審判は、特許無効審判に合わせて、利害関係人に限り請求することができるようになった（平26改正特125の2）。</p>				
156頁 2行目～6行目	<p>③ 訂正審判請求の時期的制限・訂正の内容的制限 訂正審判は、特許無効審判が特許庁に係属した時からその審決が確定するまでの間は、請求することができない（特126）。ここでいう「審決が確定するまで」の審決とは、請求項ごとに特許無効審判の請求がされた場合には、そのすべての審決をいう（特126 かっこ書）。</p>	<p>③ 訂正審判請求の時期的制限・訂正の内容的制限 訂正審判は、特許異議の申立て又は特許無効審判が特許庁に係属した時からその決定又は審決が確定するまでの間は、請求することができない（特126）。ここでいう「決定又は審決が確定するまで」の決定又は審決とは、請求項ごとに申立て又は請求がされた場合には、そのすべての決定又は審決をいう（特126 かっこ書）。</p>				
156頁 16行目～20行目	<p>これらの問題点に鑑み、平成23年法改正により、審決取消訴訟提起後の訂正審判の請求が禁止され（平23改正前特126 但書の削除）当該訂正審判の請求に起因して、裁判所が決定をもって事件を差し戻すことができるとする規定（平23改正前特181）が廃止された。</p>	<p>これらの問題点に鑑み、平成23年法改正により、審決取消訴訟提起後の訂正審判の請求が禁止され（平23改正前特126 但書の削除）当該訂正審判の請求に起因して、裁判所が決定をもって事件を差し戻すことができるとする規定（平23改正前特181）が廃止された。さらに、平成26年法改正により、特許異議申立制度が創設されたことから、その申立ての特許庁係属時から決定確定までの間は、訂正審判請求できる期間から除外がなされた。</p>				
157頁 9行目～10行目	<p>訂正審判は、特許権の消滅後においても、請求することができる。ただし、特許が特許無効審判により無効にされた後は、この限りでない（特126）。</p>	<p>訂正審判は、特許権の消滅後においても、請求することができる。ただし、特許が取消決定により取り消され、又は特許無効審判により無効にされた後は、この限りでない（特126）。</p>				
157頁 図3-17	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px; background-color: black; color: white;">訂正審判の請求 (特126)</td> <td style="width: 75%; padding: 5px;">特許無効審判係属時から審決（請求項ごとに特許無効審判の請求がされた場合には、そのすべての審決）が確定するまでの間以外に、請求可</td> </tr> </table>	訂正審判の請求 (特126)	特許無効審判係属時から審決（請求項ごとに特許無効審判の請求がされた場合には、そのすべての審決）が確定するまでの間以外に、請求可	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px; background-color: black; color: white;">訂正審判の請求 (特126②)</td> <td style="width: 75%; padding: 5px;">特許異議申立て又は特許無効審判係属時から審決（請求項ごとに申立て又は請求がされた場合には、そのすべての決定又は審決）が確定するまでの間以外に、請求可</td> </tr> </table>	訂正審判の請求 (特126②)	特許異議申立て又は特許無効審判係属時から審決（請求項ごとに申立て又は請求がされた場合には、そのすべての決定又は審決）が確定するまでの間以外に、請求可
訂正審判の請求 (特126)	特許無効審判係属時から審決（請求項ごとに特許無効審判の請求がされた場合には、そのすべての審決）が確定するまでの間以外に、請求可					
訂正審判の請求 (特126②)	特許異議申立て又は特許無効審判係属時から審決（請求項ごとに申立て又は請求がされた場合には、そのすべての決定又は審決）が確定するまでの間以外に、請求可					

158頁 6行目～13行目	<p>願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正をすべき旨の審決が確定したときは、その訂正後における明細書、特許請求の範囲又は図面により特許出願、出願公開、特許をすべき旨の査定又は審決及び特許権の設定の登録がされたものとみなされる（特128）。訂正審判の審決のうち、訂正を認容した審決が確定した場合の効果についてである。訂正是特許権についての無効審判請求に対する防衛策であるとされるが、その訂正の効果が特許出願の時点まで遡らないものであるならば、訂正審判は何らその本来の機能を果たし得ないためである。</p>	<p>願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正をすべき旨の審決が確定したときは、その訂正後における明細書、特許請求の範囲又は図面により特許出願、出願公開、特許をすべき旨の査定又は審決及び特許権の設定の登録がされたものとみなされる（特128）。訂正審判の審決のうち、訂正を認容した審決が確定した場合の効果についてである。訂正是特許権についての特許異議の申立て又は無効審判請求に対する防衛策であるとされるが、その訂正の効果が特許出願の時点まで遡らないものであるならば、訂正審判は何らその本来の機能を果たし得ないためである。</p>
159頁 下から11行目 ～下から1行目	<p>② 審判請求書・訂正請求書の補正</p> <p>審判請求書・訂正請求書は、補正することができるが、請求の要旨を変更するものであってはならない（特131の2 本文・134の2〔準特131の2〕）。ただし、当該補正が、特許無効審判以外の審判を請求する場合における「請求の理由」についてされるとき、審判長の許可（特131の2）があったとき、審判請求書・訂正請求書に対する補正命令（特133・134の2〔準特133〕）のその命令事項についてされるときは、この限りでない（特131の2 但書）。特許無効審判以外とは、特許権存続期間の延長登録無効審判、拒絶査定不服審判、訂正審判である。なお、請求書の補正について要旨変更不可となる対象外の場合のうちの前記は、平成23年法改正により新設された規定である。</p>	<p>② 審判請求書・訂正請求書の補正</p> <p>審判請求書・訂正請求書は、補正することができるが、請求の要旨を変更するものであってはならない（特131の2 本文・134の2〔準特131の2〕）。ただし、当該補正が、特許無効審判以外の審判を請求する場合における「請求の理由」についてされるとき、審判長の許可（特131の2）があったとき、審判請求書・訂正請求書に対する補正命令（特133・120の5及び134の2〔準特133〕）のその命令事項についてされるときは、この限りでない（特131の2 但書）。特許無効審判以外とは、特許権存続期間の延長登録無効審判、拒絶査定不服審判、訂正審判である。なお、請求書の補正について要旨変更不可となる対象外の場合のうちの前記は、平成23年法改正により新設された規定であり、また平成26年法改正により特許異議申立てにおいて準用する場合も追加された。</p>
161頁 8行目～12行目	<p>訂正の請求（特134の2）は、訂正の請求書に添付された訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる期間内（特17の4）に限り、取り下げることができ、この場合、訂正の請求を請求項ごとに又は一群の請求項ごとにしたときは、そのすべての請求を取り下げなければならない（特134の2）。</p>	<p>訂正の請求（特134の2）は、訂正の請求書に添付された訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる期間内（特17の5）に限り、取り下げができ、この場合、訂正の請求を請求項ごとに又は一群の請求項ごとにしたときは、そのすべての請求を取り下げなければならない（特134の2）。</p>
162頁 8行目～13行目	<p>また、審判長は、特許無効審判においては、事件が審決をするのに熟した場合であって審決の予告（特164の2）をしないとき、又はその審決の予告をした場合であって指定期間内（特164の2）に被請求人が訂正の請求（特134の2）若しくは補正（特17の4）をしないときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない（特156）。</p>	<p>また、審判長は、特許無効審判においては、事件が審決をするのに熟した場合であって審決の予告（特164の2）をしないとき、又はその審決の予告をした場合であって指定期間内（特164の2）に被請求人が訂正の請求（特134の2）若しくは補正（特17の5）をしないときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない（特156）。</p>
163頁 下から8行目～ 下から1行目	<p>① 再審の請求</p> <p>特許法において、確定審決に対してはその当事者又は参加人は、再審を請求することができる（特171）。確定審決に対する再審請求ができる者は、原則として当事者と参加人である。他の法域においても同様の規定がある（確定した取消決定の再審請求も含む）（実42、意53、商57）。確定審決は、審判の確定審決に限らず、再審の確定審決に対しても、再審理由があるときには再審の請求をすることができる。また、審決確定前にした再審の請求は、審決却下される（特135）。</p>	<p>① 再審の請求</p> <p>特許法において、確定した取消決定及び確定審決に対しては、その当事者又は参加人は、再審を請求することができる（特171）。確定審決等に対する再審請求ができる者は、原則として当事者と参加人である。他の法域においても同様の規定がある（確定した取消決定の再審請求も含む）（実42、意53、商57）。確定した取消決定及び確定審決は、特許異議申立ての確定した取消決定及び審判の確定審決に限らず、再審の確定審決等に対しても、再審理由があるときには再審の請求をすることができる。また、審決確定前にした再審の請求は、審決却下される（特135）。</p>

164頁 下から9行目～下から5行目	<p>② 再審の請求期間</p> <p>再審は、請求人が審決確定後再審の理由を知った日から30日以内に請求しなければならない(特173)。審決が確定した日から3年を経過した後は、再審を請求することができない(特173)。よって、以下の期間内に再審請求ができることになる。</p>	<p>② 再審の請求期間</p> <p>再審は、請求人が取消決定又は審決の確定後再審の理由を知った日から30日以内に請求しなければならない(特173)。取消決定又は審決が確定した日から3年を経過した後は、再審を請求することができない(特173)。よって、以下の期間内に再審請求ができることになる。</p>
165頁 10行目～16行目	<p>請求人が法律の規定に従って代理されなかったことを理由として再審を請求するときは、特許法173条1項の再審請求期間は、請求人又はその法定代理人が送達により審決があったことを知った日の翌日から起算する(特173)。このように、審決確定前から起算する場合がある。なお、審決確定前に知った場合は、審決取消訴訟(特178)を提起すべきである。</p> <p>再審の理由が審決が確定した後に生じたときは、特許法173条4項に規定の期間は、その理由が発生した日の翌日から起算する(特173)。</p>	<p>請求人が法律の規定に従って代理されなかったことを理由として再審を請求するときは、特許法173条1項の再審請求期間は、請求人又はその法定代理人が送達により取消決定又は審決があったことを知った日の翌日から起算する(特173)。このように、審決確定前から起算する場合がある。なお、審決確定前に知った場合は、審決取消訴訟(特178)を提起すべきである。</p> <p>再審の理由が取消決定又は審決が確定した後に生じたときは、特許法173条4項に規定の期間は、その理由が発生した日の翌日から起算する(特173)。</p>
165頁 下から14行目～下から6行目	<p>審判の規定に関する平成23年法改正に伴い、再審についても、これら審判の規定が準用されることになった(特174)。具体的には、同改正により新設された特許法167条の2本文の規定(審決の確定範囲)が拒絶査定不服審判の確定審決に対する再審に準用され(特174)。同改正による特許法167条の規定(審決の効力)及び特許法167条の2の規定が特許無効審判又は延長登録無効審判の確定審決に対する再審に準用され(特174)。同改正により新設された特許法155条4項の規定(請求項ごとの訂正審判請求における請求の取下げ)及び特許法167条の2の規定が訂正審判の確定審決に対する再審に準用されることになった(特174)。</p>	<p>審判の規定に関する平成23年法改正に伴い、再審についても、これら審判の規定が準用されることになった(特174)。具体的には、同改正により新設された特許法167条の2本文の規定(審決の確定範団)が拒絶査定不服審判の確定審決に対する再審に準用され(特174)。同改正による特許法167条の規定(審決の効力)及び特許法167条の2の規定が特許無効審判又は延長登録無効審判の確定審決に対する再審に準用され(特174)。同改正により新設された特許法155条4項の規定(請求項ごとの訂正審判請求における請求の取下げ)及び特許法167条の2の規定が訂正審判の確定審決に対する再審に準用されることになった(特174)。さらに、特許異議申立ての規定に関する平成26年法改正に伴い、再審(確定した取消決定に対する再審)についても、その申立ての規定が準用されることになった(平26改正特174 新設)</p>
165頁 下から5行目～166頁 9行目	<p>(3) 再審により回復した特許権の効力の制限</p> <p>無効にした特許に係る特許権若しくは無効にした存続期間の延長登録に係る特許権が再審により回復した場合又は拒絶をすべき旨の審決があった特許出願若しくは特許権の存続期間の延長登録の出願について再審により特許権の設定の登録若しくは特許権の存続期間を延長した旨の登録があった場合において、その特許が物の発明についてされているときは、特許権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に、善意に輸入し、又は日本国内において生産し、若しくは取得した当該物には、及ばない(特175)。</p> <p>無効にした特許に係る特許権若しくは無効にした存続期間の延長登録に係る特許権が再審により回復したとき、又は拒絶をすべき旨の審決があった特許出願若しくは特許権の存続期間の延長登録の出願について再審により特許権の設定の登録若しくは特許権の存続期間を延長した旨の登録があったときは、特許権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前ににおける次に掲げる行為には、及ばない(特175)。</p>	<p>(3) 再審により回復した特許権の効力の制限</p> <p>取り消し、若しくは無効にした特許に係る特許権若しくは無効にした存続期間の延長登録に係る特許権が再審により回復した場合又は拒絶をすべき旨の審決があった特許出願若しくは特許権の存続期間の延長登録の出願について再審により特許権の設定の登録若しくは特許権の存続期間を延長した旨の登録があった場合において、その特許が物の発明についてされているときは、特許権の効力は、当該取消決定又は審決が確定した後再審の請求の登録前に、善意に輸入し、又は日本国内において生産し、若しくは取得した当該物には、及ばない(特175)。</p> <p>取り消し、若しくは無効にした特許に係る特許権若しくは無効にした存続期間の延長登録に係る特許権が再審により回復したとき、又は拒絶をすべき旨の審決があった特許出願若しくは特許権の存続期間の延長登録の出願について再審により特許権の設定の登録若しくは特許権の存続期間を延長した旨の登録があったときは、特許権の効力は、当該取消決定又は審決が確定した後再審の請求の登録前ににおける次に掲げる行為には、及ばない(特175)。</p>

166頁 下から1行目～ 167頁 9行目	<p>特許法には、東京高等裁判所の専属管轄となる訴えの対象として、審決に対する訴え及び審判若しくは再審の請求書の却下の決定又は訂正の請求書(特134の2)の却下の決定に対する訴えが規定されている(特178)。このうち、前記の訂正の請求書の却下の決定に対する訴えは、平成23年法改正により、特許法178条1項の訴えの対象として新たに追加されたものである。実用新案法では、特許法における訴えの対象のうち、前記の訴えが規定されている(実47)。意匠法では、前記の訴えに加え、さらに補正却下の決定に対する訴えが規定されている(意59)。商標法では、前記の訴えに加え、取消決定に対する訴え及び登録異議申立書の却下の決定に対する訴えが規定されている(商63)。</p>	<p>特許法には、東京高等裁判所の専属管轄となる訴えの対象として、審決に対する訴え及び審判若しくは再審の請求書の却下の決定又は訂正の請求書(特120の5・134の2)の却下の決定に対する訴えが規定されている(特178)。このうち、前記のうち特許無効審判での訂正の請求書の却下の決定に対する訴えは、平成23年法改正により、また特許異議申立てでの訂正の請求書の却下の決定に対する訴えは、平成26年法改正により、それぞれ特許法178条1項の訴えの対象として新たに追加されたものである。実用新案法では、特許法における訴えの対象のうち、前記の訴えが規定されている(実47)。意匠法では、前記の訴えに加え、さらに補正却下の決定に対する訴えが規定されている(意59)。商標法では、前記の訴えに加え、取消決定に対する訴え及び登録異議申立書の却下の決定に対する訴えが規定されている(商63)。また、平成26年法改正により、特許異議申立制度の創設に伴い、特許法において、取消決定に対する訴え、特許異議申立書の却下の決定に対する訴え、及び特許異議申立てでの訂正の請求書(特120の5)の却下の決定に対する訴えが、訴えの対象として追加された(平26改正特178)。</p>																				
167頁 図3-18	<table border="1" data-bbox="316 591 1118 726"> <tr> <td data-bbox="316 591 624 647">⑤ 取消決定に対する訴え</td><td data-bbox="624 591 759 647"><input checked="" type="checkbox"/></td><td data-bbox="759 591 893 647"><input type="checkbox"/></td><td data-bbox="893 591 1028 647"><input type="checkbox"/></td><td data-bbox="1028 591 1163 647"><input type="radio"/></td></tr> <tr> <td data-bbox="316 647 624 726">⑥ 登録異議申立書却下決定に対する訴え</td><td data-bbox="624 647 759 726"><input checked="" type="checkbox"/></td><td data-bbox="759 647 893 726"><input type="checkbox"/></td><td data-bbox="893 647 1028 726"><input type="checkbox"/></td><td data-bbox="1028 647 1163 726"><input type="radio"/></td></tr> </table>	⑤ 取消決定に対する訴え	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	⑥ 登録異議申立書却下決定に対する訴え	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<table border="1" data-bbox="1237 591 2039 726"> <tr> <td data-bbox="1237 591 1545 647">⑤ 取消決定に対する訴え</td><td data-bbox="1545 591 1680 647"><input type="radio"/></td><td data-bbox="1680 591 1814 647"><input type="checkbox"/></td><td data-bbox="1814 591 1949 647"><input type="checkbox"/></td><td data-bbox="1949 591 2084 647"><input type="radio"/></td></tr> <tr> <td data-bbox="1237 647 1545 726">⑥ 異議申立書却下決定に対する訴え</td><td data-bbox="1545 647 1680 726"><input type="radio"/></td><td data-bbox="1680 647 1814 726"><input type="checkbox"/></td><td data-bbox="1814 647 1949 726"><input type="checkbox"/></td><td data-bbox="1949 647 2084 726"><input type="radio"/></td></tr> </table>	⑤ 取消決定に対する訴え	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	⑥ 異議申立書却下決定に対する訴え	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>
⑤ 取消決定に対する訴え	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>																		
⑥ 登録異議申立書却下決定に対する訴え	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>																		
⑤ 取消決定に対する訴え	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>																		
⑥ 異議申立書却下決定に対する訴え	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>																		
167頁 下から8行目～ 下から5行目	<p>① 原告適格・審理対象・出訴期間 審決取消訴訟の原告適格は、当事者、参加人及び当該審判及び再審に参加を申請してその申請を拒否された者である(特178・実47・意59・商63〔以上、準特178〕)。</p>	<p>① 原告適格・審理対象・出訴期間 審決取消訴訟の原告適格は、当事者、参加人又は当該特許異議申立てについての審理、審判若しくは再審に参加を申請してその申請を拒否された者である(特178・実47・意59・商63〔以上、準特178〕)。</p>																				
169頁 3行目～9行目	<p>審判官は、特許法181条1項による審決又は決定の取消しの判断が確定したときは、さらに審理を行い、審決又は決定をしなければならない(特181前段)。この場合において、審決の取消しの判断が、特許法134条の2第1項の訂正の請求がされた一群の請求項のうち一部の請求項について確定したときは、審判官は、審理を行うに際し、当該一群の請求項のうちその他の請求項についての審決を取り消さなければならない(特181後段)。この特許法181条2項後段は、平成23年法改正により追加された規定である。</p>	<p>審判官は、特許法181条1項による審決又は決定の取消しの判断が確定したときは、さらに審理を行い、審決又は決定をしなければならない(特181前段)。この場合において、審決又は決定の取消しの判断が、特許法120条の5第2項又は134条の2第1項の訂正の請求がされた一群の請求項のうち一部の請求項について確定したときは、審判官は、審理を行うに際し、当該一群の請求項のうちその他の請求項についての審決又は決定を取り消さなければならない(特181後段)。この特許法181条2項後段は、平成23年法改正により追加された規定であり、平成26年法改正により、特許異議の申立てにおける訂正請求の場合も加えられた。</p>																				
170頁 下から9行目～ 下から8行目	<p>国際特許出願については、特許法43条・43条の2の規定は、適用しない(特184の3)。</p>	<p>国際特許出願については、特許法43条(特43の2・43の3で準用の場合も含む)の規定は、適用しない(特184の3)。</p>																				

177頁 7行目～13行目	<p>要約書の補正時期は、原則として優先日から1年3ヶ月以内である（特184の12）。ただし、以下の3つの要件を満たす場合には、優先日から1年3ヶ月以内であっても、出願審査の請求の後は、要約書の補正是できない（特184の12　かつこ書）。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 翻訳文（特184の4）が提出された外国語特許出願であること (b) 国内書面提出期間内に出願人から出願審査の請求のあったこと (c) 国際公開がされたこと 	<p>要約書の補正時期は、平成26年法改正により、従前に特例規定のあった特許法184条の12第3項が削除されたため、同改正特許法17条の3の規定が適用されることとなる。具体的には、経済産業省令で定める期間内に限り、要約書を補正できる。</p>						
179頁 図4-6	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>通常の特許出願</td> <td>出願と同時</td> <td>出願から30日以内</td> </tr> </table>	通常の特許出願	出願と同時	出願から30日以内	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>通常の特許出願</td> <td>出願と同時</td> <td>出願から30日以内 ※ 不責事由による追完可（特30④）</td> </tr> </table>	通常の特許出願	出願と同時	出願から30日以内 ※ 不責事由による追完可（特30④）
通常の特許出願	出願と同時	出願から30日以内						
通常の特許出願	出願と同時	出願から30日以内 ※ 不責事由による追完可（特30④）						
180頁 下から3行目～ 181頁 4行目	<p>⑨ 拒絶・無効理由の特例 外国語特許出願に係る拒絶の査定及び特許無効審判については、特許法49条6号並びに特許法123条1項1号及び5号中「外国語書面出願」とあるのは「特許法184条の4第1項の外国語特許出願」と、特許法49条6号及び123条1項5号中「外国語書面」とあるのは「特許法184条の4第1項の国際出願における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする（特184の18、実48の14で無効理由の特例）。</p>	<p>⑨ 拒絶・無効理由の特例 外国語特許出願に係る拒絶の査定、特許異議の申立て及び特許無効審判については、特許法49条6号、113条1号及び5号並びに特許法123条1項1号及び5号中「外国語書面出願」とあるのは「特許法184条の4第1項の外国語特許出願」と、特許法49条6号、113条5号及び123条1項5号中「外国語書面」とあるのは「特許法184条の4第1項の国際出願における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする（特184の18、実48の14で無効理由の特例）。</p>						
181頁 7行目～12行目	<p>⑩ 訂正の特例 外国語特許出願に係る特許法134条の2第1項による訂正及び訂正審判の請求については、特許法126条5項中「外国語書面出願」とあるのは「特許法184条の4第1項の外国語特許出願」と、「外国語書面」とあるのは「特許法184条の4第1項の国際出願における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする（特184の19）。</p>	<p>⑩ 訂正の特例 外国語特許出願に係る特許法120条の5第2項及び134条の2第1項による訂正及び訂正審判の請求については、特許法126条5項中「外国語書面出願」とあるのは「特許法184条の4第1項の外国語特許出願」と、「外国語書面」とあるのは「特許法184条の4第1項の国際出願における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする（特184の19）。</p>						
182頁 下から8行目～ 下から5行目	<p>⑪ 登録料の納付期限（実48の12） 登録料の納付期限は、国内書面提出期間内（国内処理の請求をした場合はその請求時まで）である。実用新案法32条における納付期限の実用新案登録出願と同時と異なる。</p>	<p>⑪ 登録料の納付期限（実48の12） 登録料の納付期限は、国内書面提出期間内（国内処理の請求をした場合はその請求時まで）である。実用新案法32条における納付期限の実用新案登録出願と同時（請求による延長及び不責事由による追完可能（実32））と異なる。</p>						
187頁 下から9行目～ 下から7行目	<p>⑫ 商標権の放棄の特例 国際登録に基づく商標権者は、その商標権を放棄することができる（商68の25）。</p>	<p>⑫ 商標権の放棄の特例 国際登録に基づく商標権者は、その商標権を放棄することができる（商68の25）。この場合、当該放棄による消滅は、登録しなければ、その効力を生じない（商68の26）。なお、平成26年法改正により、商標権の登録の効果の特例として規定する商標法68条の26第1項に、「信託による変更」が追加されたため、国際登録に基づく商標権の信託による変更は、登録しなければ効力を生じない。</p>						
188頁 7行目～8行目	<p>国際商標登録出願は、通常出願の手続補正（商68の40）の規定は適用されない（商68の28）。</p>	<p>国際商標登録出願は、商標の詳細な説明とみなされた事項（平26改正商68の9）を除き、通常出願の手續補正（商68の40）の規定は適用されない（平26改正商68の28）。</p>						

188頁 下から6行目～下から4行目	(a) 商 trademark 登録出願が国際登録の取り消された日から3ヶ月以内にされたもの (b) 商標が国際登録の対象であった商標と同一 (c) 指定商品・役務が国際登録で指定されていた商品・役務の範囲に包含する	(a) 商 trademark 登録出願が国際登録の取り消された日から3ヶ月以内にされたもの (b) 商標が国際登録の対象であった商標と同一 (c) 指定商品・役務が国際登録で指定されていた商品・役務の範囲に包含する <u>(a)の要件については、平成26年法改正により、不責事由による追完規定が新設され（商68の32）</u> それによる出願は、(a)の期間が満了する時にされたものとみなされる（商68の32）
189頁 14行目～16行目	(a) 商 trademark 登録出願が廃棄の効力が生じた日から2年以内にされたもの (b) 商標が国際登録の対象であった商標と同一 (c) 指定商品・役務が国際登録で指定されていた商品・役務の範囲に包含する	(a) 商 trademark 登録出願が廃棄の効力が生じた日から2年以内にされたもの (b) 商標が国際登録の対象であった商標と同一 (c) 指定商品・役務が国際登録で指定されていた商品・役務の範囲に包含する <u>(a)の要件については、平成26年法改正により、商標法68条の32第6項及び7項が準用されて、不責事由による追完が認められ、それによる出願は、(a)の期間が満了する時にされたものとみなされる（商68の33）</u>
190頁 図4-12	商68の34② 商15三【=6①②違反】、68の32①②、68の33①②要件違反	商68の34② 商15三【= <u>5⑤</u> ・6①②違反】、68の32①②、68の33①②要件違反
191頁 下から11行目～下から3行目	(1) 防護標章の商標規定の準用 防護標章については、特にその性質に反しない限りにおいて商標に関する規定を準用している。出願に関して、商標法3条・4条（登録要件）等は準用していない（商68）。これは、商標法64条が防護標章登録の要件だからである。 <u>審査に関して、商標法64条違反のみが拒絶理由となる。</u> また、商標権に関する規定を準用する（商68）。登録異議の申立て・審判に関して、商標法64条違反のみが異議理由であり、商標法64条違反と後発的な商標法64条違反のみが無効理由である（商68）。再審及び訴訟に関する規定をすべて準用している（商68）。商標法53条の3の審判の規定も準用している。	(1) 防護標章の商標規定の準用 防護標章については、特にその性質に反しない限りにおいて商標に関する規定を準用している。出願に関して、商標法3条・4条（登録要件）等は準用していない（商68）。これは、商標法64条が防護標章登録の要件だからである。 <u>防護標章における審査、登録異議の申立て及び審判に関しては、商標における規定が読み替準用される。</u> そのため、防護標章登録出願・防護標章登録についての拒絶理由、異議理由及び無効理由については、それぞれ後掲の図4-14に示す通りとなる（商68）。また、商標権に関する規定を準用する（商68）。再審及び訴訟に関する規定をすべて準用している（商68）。商標法53条の3の審判の規定も準用している。
196頁 図4-15	（図の欄外に注を追加）	※ 商41①・65の8①②の場合は、不責事由による追完可（平26改正商41④・65の8④）
198頁 3行目～5行目	平成23年法改正により、二以上の請求項に係る特許について請求項ごとに訂正審判請求及び訂正請求が可能となったため、その効果を規定する特許法128条（特134の2で準用する場合も含む）の適用が特許法185条に追加された。	平成23年法改正により、二以上の請求項に係る特許について請求項ごとに訂正審判請求及び訂正請求が可能となったため、その効果を規定する特許法128条（特134の2で準用する場合も含む）の適用が特許法185条に追加された。 <u>また、平成26年法改正により、特許異議申立てにおける訂正請求についての効果（特120の5・準特128）のほか、取消決定が確定したときの特許権の遷移消滅（特114、再審で準用の場合も含む）の適用についても、特許法185条に追加された。</u>
199頁 16行目～17行目	これは、登録商標に類似する商標がいわゆる色違い類似商標を含まないことであり、対象規定は商標法37条1号又は51条1項の2つである。	これは、登録商標に類似する商標がいわゆる色違い類似商標を含まないことであり、対象規定は商標法37条1号又は51条1項の2つである。 <u>平成26年法改正により、色彩のみからなる商標が保護対象となった関係から、色彩のみからなる登録商標については、商標法70条1項～3項の規定は適用されない（平26改正商70新設）。</u>

199頁 下から12行目 ~下から7行目	<p>① 証明等の請求</p> <p>何人も、特許庁長官に対し、特許に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類の閲覧若しくは謄写又は特許原簿のうち磁気テープをもって調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、<u>次に掲げる</u>書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない(特186)。</p>	<p>① 証明等の請求</p> <p>何人も、特許庁長官に対し、特許に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類の閲覧若しくは謄写又は特許原簿のうち磁気テープをもって調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、<u>所定の</u>書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない(特186)。</p>
199頁 下から2行目～ 下から1行目	また、意匠法及び商標法においても、証明等の請求に関する同様の規定がある(意63、商72)。	また、意匠法及び商標法においても、証明等の請求に関する同様の規定がある(意63、商72)。 <u>なお、平成26年法改正により、音の商標等を想定した物件提出義務を課す商標法5条4項の物件の閲覧又は謄写の請求が追加された(商72)</u> 。この物件の閲覧又は謄写の請求には、 <u>所定の手数料の納付が必要となる(商76十)</u> 。
200頁 16行目～ 201頁 3行目、	<p>③ 特許公報</p> <p>特許公報には、特許法に規定のもののほか次に掲げる事項を掲載しなければならない(特193〔実53 で特193 四～六・八・九を準用〕)。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 出願公開後における 拒絶査定、特許出願の放棄・取下げ・却下、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ(特193 一) (b) 出願公開後における特許を受ける権利の承継(特193 二) (c) 出願公開後における特許法17条の2第1項による願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正(特17の2 但書各号によりしたものにあっては、誤訳訂正書の提出によるものに限る)(特193 三) (d) 特許権の消滅(存続期間の満了によるもの及び特112 又は によるものを除く)又は回復(特112の2 によるものに限る)(特193 四) (e) 審判若しくは再審の請求又はこれらの取下げ(特193 五) (f) 審判又は再審の確定審決(特許権の設定の登録又は出願公開がされたものに限る)(特193 六) (g) 訂正した明細書及び特許請求の範囲に記載した事項並びに図面の内容(訂正をすべき旨の確定した決定又は確定審決があったものに限る)(特193 七) (h) 裁定の請求若しくはその取下げ又は裁定(特193 八) (i) 特許法178条1項の訴えについての確定判決(特許権の設定の登録又は出願公開がされたものに限る〔特193 六の条件と同じ〕)(特193 九) 	<p>③ 特許公報</p> <p>特許公報には、特許法に規定のもののほか次に掲げる事項を掲載しなければならない(特193〔実53 で特193 五～七・九・十を準用〕)。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 出願公開後における 拒絶査定、特許出願の放棄・取下げ・却下、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ(特193 一) (b) 出願公開後における特許を受ける権利の承継(特193 二) (c) 出願公開後における特許法17条の2第1項による願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正(特17の2 但書各号によりしたものにあっては、誤訳訂正書の提出によるものに限る)(特193 三) (d) <u>出願審査の請求(特48の3〔特48の3 で準用の場合を含む〕の取下擬制後の正当理由による審査請求)(特193 四)</u> (e) 特許権の消滅(存続期間の満了によるもの及び特112 又は によるものを除く)又は回復(特112の2 によるものに限る)(特193 五) (f) <u>特許異議の申立て若しくは審判若しくは再審の請求又はこれらの取下げ(特193 六)</u> (g) <u>特許異議申立てについての確定した決定、審判の確定審決又は再審の確定した決定若しくは確定審決(特許権の設定の登録又は出願公開がされたものに限る)(特193 七)</u> (h) <u>訂正した明細書及び特許請求の範囲に記載した事項並びに図面の内容(訂正をすべき旨の確定した決定又は確定審決があったものに限る)(特193 八)</u> (i) <u>裁定の請求若しくはその取下げ又は裁定(特193 九)</u> (j) <u>特許法178条1項の訴えについての確定判決(特許権の設定の登録又は出願公開がされたものに限る〔特193 七の条件と同じ〕)(特193 十)</u>
201頁 4行目～9行目	特許法193条2項1号は出願人の不利益に終わった場合である。この規定の趣旨は、補償金請求権は遡及的に消滅し出願発明は自由に利用可能となるため、その事実を公表するものである。国際特許出願では「出願公開」を「国際公開」(日本語特許出願)又は「国内公表」(外国語特許出願)と読み替える(特184の9)。特許法193条2項1号以外に、同項2号・ <u>6号・9号</u> も同様である。	特許法193条2項1号は出願人の不利益に終わった場合である。この規定の趣旨は、補償金請求権は遡及的に消滅し出願発明は自由に利用可能となるため、その事実を公表するものである。国際特許出願では「出願公開」を「国際公開」(日本語特許出願)又は「国内公表」(外国語特許出願)と読み替える(特184の9)。特許法193条2項1号以外に、同項2号・ <u>7号・10号</u> も同様である。

201頁 15行目～22行目	<p>特許法193条2項3号中の特許法17条の2第1項但書各号の規定は、拒絶理由通知を受けた後審判請求時補正も含む。公開後の補正を公報に掲載する。拒絶理由通知後は誤訳訂正のみ公報掲載する。国際特許出願では、「国際公開がされた国際特許出願に係る……」と読み替える（特184の9）。</p> <p>特許法193条2項4号は同項各号の中でも唯一特許法185条が適用される。特許権の消滅について、存続期間の満了による場合と次の(a)(b)の場合は公開されず、また特許権の承継も公開されない。次の(c)の場合に限り、特許権の回復は公開される。（特193 四かっこ書）</p>	<p>特許法193条2項3号中の特許法17条の2第1項但書各号の規定は、拒絶理由通知を受けた後審判請求時補正も含む。公開後の補正を公報に掲載する。拒絶理由通知後は誤訳訂正のみ公報掲載する。国際特許出願では、「国際公開がされた国際特許出願に係る……」と読み替える（特184の9）。</p> <p><u>平成26年法改正により、審査請求期間（原則特許出願から3年間）の徒過に正当な理由がある場合に一定期間内に限り当該請求が可能となった（特48の3）</u>関係から、当該出願審査の請求が特許公報の掲載事項とされた（平26改正特193 四新設）。これは、第三者に不当な不利益を与えないように、当該出願審査の請求があった旨を知らせるためである。なお、審査請求期間徒過について記載した特許公報の発行後から当該請求について記載した特許公報の発行前までの間に当該特許出願に係る発明の実施を行った第三者が不当に権利侵害に問われることのないよう、当該特許出願について特許権の設定登録があったときは、当該第三者に当該特許権の通常実施権が付与される（平26改正特48の3）。</p> <p>特許法193条2項5号は同項各号の中でも唯一特許法185条が適用される。特許権の消滅について、存続期間の満了による場合と次の(a)(b)の場合は公開されず、また特許権の承継も公開されない。次の(c)の場合に限り、特許権の回復は公開される。（特193 五かっこ書）</p>
201頁 下から5行目～下から1行目	<p>特許法193条2項7号は訂正請求による場合も含む。訂正請求後に無効審判請求取下げの場合、訂正請求も取下げとされるので、公報掲載はない。</p> <p>実用新案法53条2項で準用する特許法193条2項4号～6号・8号・9号のうち6号・9号では、常に公報掲載される。必ず設定登録される国際実用新案登録出願に係る国内処理の請求は公報掲載事項ではない。</p>	<p>特許法193条2項8号は訂正請求による場合も含む。訂正請求後に無効審判請求取下げの場合、訂正請求も取下げとされるので、公報掲載はない。</p> <p>実用新案法53条2項で準用する特許法193条2項5号～7号・9号・10号のうち7号・10号では、常に公報掲載される。必ず設定登録される国際実用新案登録出願に係る国内処理の請求は公報掲載事項ではない。</p>
202頁 下から6行目～下から3行目	<p>⑤ 書類の提出</p> <p>特許庁長官又は審査官は、当事者に対し、審判又は再審に関する手続以外の手続を処理するため必要な書類その他の物件の提出を求めることができる（特194〔実・意・商で準用、なお実では審査を実用新案技術評価と読み替え〕）。</p>	<p>⑤ 書類の提出</p> <p>特許庁長官又は審査官は、当事者に対し、<u>特許異議の申立て</u>、審判又は再審に関する手続以外の手続を処理するため必要な書類その他の物件の提出を求めることができる（特194〔実・意・商で準用、なお実では審査を実用新案技術評価と読み替え〕）。</p>
203頁 9行目～12行目	<p>(a) 特許法39条6項による協議命令（特195 一） (b) 特許法48条の7による情報記載通知（特195 二） (c) 特許法50条による拒絶理由通知（特195 三） (d) 特許法52条2項による査定の臍本の送達（特195 四）</p>	<p>(a) 特許法39条6項による協議命令（特195 一） (b) 特許法48条の7による情報記載通知（特195 二） (c) 特許法50条による拒絶理由通知（特195 三） (d) 特許法52条2項による査定の臍本の送達（特195 四）</p> <p><u>この手数料の返還請求については、不責事由による追完が可能となった（平26改正特195 新設）</u>実用新案法、意匠法及び商標法でも、同趣旨の改正がなされた（平26改正実54の2、意67、商76）。</p>

203頁 下から5行目～ 204頁 1行目	<p>(5) 行政不服審査法による不服申立ての制限</p> <p>査定又は審決、審判若しくは再審の請求書又は特許無効審判での訂正の請求書（特134の2）の却下の決定、特許法の規定で不服申立不可とされている処分は、行政不服審査法による不服申立てをすることができない（特195の4〔実・意・商でも準用〕）。平成23年法改正により、<u>訂正の請求書の却下の決定も</u>本規定による不服申立ての制限に加えられた。</p>	<p>(5) 行政不服審査法による不服申立ての制限</p> <p>査定、<u>取消決定</u>又は審決<u>及び特許異議申立書</u>、審判若しくは再審の請求書又は<u>特許異議申立て若しくは特許無効審判</u>での訂正の請求書（特<u>120の5</u>・134の2）の却下の決定、特許法の規定で不服申立不可とされている処分は、行政不服審査法による不服申立てをすることができない（特195の4〔実・意・商でも準用〕）。平成23年法改正により<u>無効審判での訂正の請求書の却下の決定が、また平成26年法改正により取消決定及び特許異議申立書若しくは特許異議申立てでの訂正の請求書の却下の決定が</u>、本規定による不服申立ての制限に加えられた。</p>
204頁 下から4行目～ 下から1行目	<p>著作権法では、財産権か人格権かの権利の種類や、みなし侵害行為によって、刑罰の軽重が異なる（著119）。</p> <p>以上知的財産法6法における侵害罪に関連する罰則の刑罰は図4-18の通りである。</p>	<p>著作権法では、財産権か人格権かの権利の種類や、みなし侵害行為によって、刑罰の軽重が異なる（著119）<u>なお、平成24年法改正により、違法ダウンロードの刑事罰規定が整備された（著119、「第6章 7 (1) ①著作権法119条・124条——罰則改正」参照）</u>。この法定刑は、2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は併科である（著119）。</p> <p>以上知的財産法6法における侵害罪に関連する罰則の刑罰は図4-18の通りである（著119等の例外を除く）。</p>
205頁 2行目～7行目	<p>① 詐欺行為罪</p> <p>詐欺の行為により、<u>特許、特許権の存続期間の延長登録又は審決を受けた者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する（特197、実57・意70・商79も同趣旨の規定）</u>。</p> <p>特許・延長登録・審決を受けた場合の<u>三</u>態様以外について詐欺行為をしても罪にならない。例えば、詐欺で判定を受けても詐欺罪にはならない。</p>	<p>① 詐欺行為罪</p> <p>詐欺の行為により、<u>特許、特許権の存続期間の延長登録、特許異議の申立てについての決定</u>又は<u>審決を受けた者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する（特197、実57・意70・商79も同趣旨の規定）</u>。</p> <p>特許・延長登録・異議決定・審決を受けた場合の<u>四</u>態様以外について詐欺行為をしても罪にならない。例えば、詐欺で判定を受けても詐欺罪にはならない。</p>
206頁 10行目～15行目	<p>③ 偽証罪</p> <p>特許法の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその嘱託裁判所に対し、虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、3ヶ月以上10年以下の懲役に処する（特199）。この罪を犯した者が事件の判定の臍本が送達され、又は審決が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる（特199）。</p>	<p>③ 偽証罪</p> <p>特許法の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその嘱託裁判所に対し、虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、3ヶ月以上10年以下の懲役に処する（特199）。この罪を犯した者が事件の判定の臍本が送達され、又は<u>特許異議の申立てについての決定若しくは審決が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる（特199）</u>。</p>
206頁 下から3行目～ 下から1行目	<p>本罪は、親告罪である（告訴なしに公訴提起ができない）（特200の2）。産業財産権4法のうちでは本罪だけが親告罪である。日本国外で本罪を犯したものにも適用される（特200の2）。</p>	<p>本罪は、親告罪である（告訴なしに公訴提起ができない）（特200の2）。産業財産権4法に<u>規定の罪（刑罰）</u>のうちでは本罪だけが親告罪である。日本国外で本罪を犯したものにも適用される（特200の2）。</p>

208頁 下から2行目～ 209頁 4行目	<p>過料は秩序罰であり、懲役・罰金（刑罰）ではない。特許法202条に規定の証拠調べ・証拠保全は審判（特151）のみならず、判定（<u>準特71</u>）及び再審（<u>準特174</u>～<u>175</u>）における場合も含む。特許法203条・204条については、正当な理由がある場合は過料に処されない。特許法203条・204条に規定されるこの法律の規定との文言より判定等の違反行為にも適用される。特許法202条～204条において過料の額はすべて10万円以下であることが共通している。</p>	<p>過料は秩序罰であり、懲役・罰金（刑罰）ではない。特許法202条に規定の証拠調べ・証拠保全は審判（特151）のみならず、判定（<u>特71</u>）、特許異議の申立てについての審理（特120）及び再審（<u>特174</u>～<u>175</u>）における場合も含む。特許法203条・204条については、正当な理由がある場合は過料に処されない。特許法203条・204条に規定されるこの法律の規定との文言より判定等の違反行為にも適用される。特許法202条～204条において過料の額はすべて10万円以下であることが共通している。</p> <p>⑥ ジュネーブ改正協定に基づく特例</p> <p>平成26年法改正により、意匠法において、ジュネーブ改正協定（意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定）に基づき複数国に対して意匠を一括出願するための規定が整備され、併せて国際登録に基づき我が国における保護を求める国際意匠登録出願に関し、協定に基づき適切に審査等するための規定が整備された（平26改正意60の3～60の23新設）。</p> <p>具体的な改正内容としては、以下の通りである。</p> <p>(a) 特許庁長官を通じた意匠に係る国際登録出願に関する手続（意匠法第6章の2 第1節） (b) 国際登録に基づき我が国における保護を求める国際意匠登録出願に関する手続（意匠法第6章の2 第2節等）</p> <p><u>【改正により整備された手続例】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 我が国に保護を求める国際出願（日本国を指定締約国とする）については、協定に基づき国際登録及び国際公表がなされたものを、その国際登録の日にされた意匠登録出願とみなす（意60の6）。 (ii) 複数意匠を含む国際出願については、意匠ごとにされた意匠登録出願とみなす（意60の6）。 (iii) 国際公表が前提であるため、秘密意匠制度（意14）は適用しない（意60の9）。 (iv) 意匠の設定登録前にその意匠が国際公表されることによる模倣被害を防ぐべく、（特許法に倣い）補償金請求権制度を設けた（意60の12）。 <p>(c) 特許庁を通じて意匠に係る国際登録出願をする場合等の手数料を定める（意67 四等）</p>
--------------------------	--	--

251頁 5行目～9行目	<p>また、PCT規則70.16(b)の改正により、従来から添付することとなっていた「国際出願の開示の範囲を超えてされた補正」に関する差替え用紙に加えて、当該用紙に関連する書簡、「補正の根拠を表示する書簡が提出されなかったことにより考慮されなかった補正」の差替え用紙及び当該用紙に関連する書簡も新たに国際予備審査報告に添付することとなった。</p>	<p>また、PCT規則70.16(b)の改正により、従来から添付することとなっていた「国際出願の開示の範囲を超えてされた補正」に関する差替え用紙に加えて、当該用紙に関連する書簡、「補正の根拠を表示する書簡が提出されなかったことにより考慮されなかった補正」の差替え用紙及び当該用紙に関連する書簡も新たに国際予備審査報告に添付することとなった。</p> <p>④ 2012年7月1日発効のPCT規則等の改正</p> <p>本改正の内容（概略）は、以下の4点である。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 電子図書館からの優先権書類取得の請求期限の緩和（PCT規17.1(b)の2)の改正 (イ) 引用による補充の手続に関する規定の明確化（PCT規20.7(b)） (ウ) PCT最小限資料への中国文献の追加（PCT規34.1の改正） (エ) 災害等に起因する期間超過後の手続に関する救済規定（PCT規82.2、82の4） <p>⑤ 2013年1月1日発効のPCT規則等の改正</p> <p>本改正の内容（概略）は、以下の2点である（米国特許法改正に伴う改正）。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 願書等の発明者が出願する場合の署名規定の削除（PCT規4.15、53.8及び90の2.5） (イ) 各国が出願人に要求可能な国内的要件のうち発明者が出願する場合の要件改正（PCT規51の2.1及び51の2.2） <p>⑥ 2014年7月1日発効のPCT規則等の改正</p> <p>本改正の内容（概略）は、以下の2点である。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 国際予備審査機関におけるトップアップ調査の導入（PCT規66の改正） (イ) 国際調査機関が作成する見解書の国際公開時における公開（PCT規44の3の改正）
273頁 10行目～21行目	<p>(ケ) 技術的保護手段</p> <p>技術的保護手段とは、電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法（電磁的方法）により、著作人格権若しくは著作権又は実演家人格権若しくは著作隣接権（以下、「著作権等」という）を侵害する行為の防止又は抑止（著作権等を侵害する行為の結果に著しい障害を生じさせることによる当該行為の抑止）をする手段（著作権等を有する者の意思に基づくことなく用いられているものを除く）であって、著作物、実演、レコード、放送又は有線放送の利用（著作者又は実演家の同意を得ないで行ったとしたならば著作者人格権又は実演家人格権の侵害となるべき行為を含む）に際しこれに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像とともに記録媒体に記録し、又は送信する方式によるものをいう（著2二十）。</p>	<p>(ケ) 技術的保護手段</p> <p>技術的保護手段とは、電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法（電磁的方法）により、著作人格権若しくは著作権又は実演家人格権若しくは著作隣接権（以下、「著作権等」という）を侵害する行為の防止又は抑止（著作権等を侵害する行為の結果に著しい障害を生じさせることによる当該行為の抑止）をする手段（著作権等を有する者の意思に基づくことなく用いられているものを除く）であって、著作物、実演、レコード、放送又は有線放送の利用（著作者又は実演家の同意を得ないで行ったとしたならば著作者人格権又は実演家人格権の侵害となるべき行為を含む）に際し、これに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は当該機器が特定の変換を必要とするよう著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう（平成24年改正著2二十）。</p>

273頁 下から8行目～ 下から2行目	<p>③ 著作物の発行</p> <p>著作物は、その性質に応じ公衆の要求を満たすことができる相当程度の部数の複製物が、著作権法21条に規定する権利を有する者又はその許諾（著63による利用の許諾）を得た者若しくは著作権法79条の出版権の設定を受けた者によって作成され、頒布された場合（著26・26の2又は26の3に規定する権利を有する者の権利を害しない場合に限る）において、発行されたものとする（著3）。</p>	<p>③ 著作物の発行</p> <p>著作物は、その性質に応じ公衆の要求を満たすことができる相当程度の部数の複製物が、著作権法21条に規定する権利を有する者又はその許諾（著63による利用の許諾）を得た者若しくは著作権法79条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾（著80③による複製の許諾）を得た者によって作成され、頒布された場合（著26・26の2又は26の3に規定する権利を有する者の権利を害しない場合に限る）において、発行されたものとする（著3）。</p>
274頁 9行目～16行目	<p>④ 著作物の公表</p> <p>著作物は、発行され、又は著作権法22条～25条に規定する権利を有する者若しくはその許諾を得た者によって上演、演奏、上映、公衆送信、口述若しくは展示の方法で公衆に提示された場合（建築の著作物にあっては、著作権法21条に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者によって建設された場合を含む）において、公表されたものとする（著4）。</p> <p>著作物は、著作権法23条1項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者によって送信可能化された場合には、公表されたものとみなす（著4）。</p>	<p>④ 著作物の公表</p> <p>著作物は、発行され、又は著作権法22条～25条に規定する権利を有する者若しくはその許諾（著63①による利用の許諾）を得た者若しくは著作権法79条の出版権の設定を受けた者若しくはその公衆送信許諾（著80③による公衆送信の許諾）を得た者によって上演、演奏、上映、公衆送信、口述若しくは展示の方法で公衆に提示された場合（建築の著作物にあっては、著作権法21条に規定する権利を有する者又はその許諾（著63①による利用の許諾）を得た者によって建設された場合を含む）において、公表されたものとする（著4）。</p> <p>著作物は、著作権法23条1項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者若しくは著作権法79条の出版権の設定を受けた者若しくはその公衆送信許諾（著80③による公衆送信の許諾）を得た者によって送信可能化された場合には、公表されたものとみなす（著4）。</p>
274頁 下から3行目～ 275頁 6行目	<p>(2) 著作権法の適用範囲——保護を受ける著作物</p> <p>著作物は、次のいずれかに該当するものに限り、著作権法による保護を受ける（著6）</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 日本国民（わが国の法令に基づいて設立された法人及び国内に主たる事務所を有する法人を含む）の著作物 (b) 最初に国内において発行された著作物（最初に国外において発行されたが、その発行の日から30日以内に国内において発行されたものを含む） (c) 前記(a)(b)に掲げるもののほか、条約によりわが国が保護の義務を負う著作物 	<p>(2) 著作権法の適用範囲——保護を受ける著作物・実演</p> <p>著作物は、次のいずれかに該当するものに限り、著作権法による保護を受ける（著6）</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 日本国民（我が国の法令に基づいて設立された法人及び国内に主たる事務所を有する法人を含む）の著作物 (b) 最初に国内において発行された著作物（最初に国外において発行されたが、その発行の日から30日以内に国内において発行されたものを含む） (c) 前記(a)(b)に掲げるもののほか、条約により我が国が保護の義務を負う著作物 <p>著作権法により保護を受ける実演として、従来から、国内において行われる実演等が規定されている（著7～7）が、視聴覚的実演に関する北京条約を締結するため、平成26年法改正により、同条約の締約国の国民又は当該締約国に常居所を有する者である実演家に係る実演が加えられた（平成26年改正著7八）。本改正は、俳優や舞踊家等が行う視聴覚的実演に関する国際的な保護制度の改善を図るため、WIPO（世界知的所有権機関）において平成24年6月に採択された視聴覚的実演条約の締結に必要な措置を講じるために行われたことを趣旨とする。</p>

281頁 下から4行目～ 282頁 20行目	<p>著者は、<u>次の</u>場合には、当該場合に掲げる行為について同意したものとみなされる（著18）</p> <p>(a) <u>その著作物でまだ公表されていないものを行政機関(行政機関の保有する情報の公開に関する法律〔以下、「行政機関情報公開法」という〕2条1項に規定する行政機関をいう。以下同じ)に提供した場合</u>（行政機関情報公開法9条1項の規定による開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く）には、行政機関情報公開法の規定により<u>行政機関の長が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること</u>（著18一）</p> <p>(b) <u>その著作物でまだ公表されていないものを独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律〔以下、「独立行政法人等情報公開法」という〕2条1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ)に提供した場合</u>（独立行政法人等情報公開法9条1項の規定による開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く）には、独立行政法人等情報公開法の規定により<u>当該独立行政法人等が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること</u>（著18二）</p> <p>(c) <u>その著作物でまだ公表されていないものを地方公共団体又は地方独立行政法人に提供した場合</u>（開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く）には、情報公開条例（地方公共団体又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該地方公共団体の条例をいう。以下同じ）の規定により<u>当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること</u>（著18三）</p> <p>さらに、著作権法18条1項の規定には、同条4項各号のいずれかに該当するときは適用しない（著18）という適用の例外がある。</p>	<p>著者は、<u>著作権法18条3項各号</u>の場合には、当該場合に掲げる行為について同意したものとみなされる（著18）</p> <p>さらに、著作権法18条1項の規定には、同条4項各号のいずれかに該当するときは適用しない（著18）という適用の例外がある。</p> <p><u>なお、平成24年法改正により、公文書等の管理に関する法律に基づく利用に係る規定が整備され（利用請求に係る規定の整備）、写しの交付（複製等）等について著作権者の公表権等が制限されることとなった（平成24年改正著18一～五・一～八）。</u></p>
283頁 4行目～5行目	<p>さらに、著作権法19条1項の規定には、同条4項各号のいずれかに該当するときは適用しない（著19）という適用の例外がある。</p>	<p>さらに、著作権法19条1項の規定には、同条4項各号のいずれかに該当するときは適用しない（著19）という適用の例外がある。<u>なお、平成24年法改正により、国立公文書館の長等が著作物を公衆に提供等する場合（公文書管理法16条等）の氏名表示権の制限に係る著作権法19条4項3号が追加された。</u></p>
287頁 下から14行目～下から8行目	<p>(b) 技術的保護手段の回避（技術的保護手段に用いられている信号の除去又は改変〔記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による除去又は改変を除く〕を行うことにより、当該技術的保護手段によって防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によって抑止される行為の結果に障害を生じないようにすることをいう）により可能となり、又はその結果に障害が生じないようになった複製を、<u>その事実を知りながら行う場合</u>（著30二）</p>	<p>(b) 技術的保護手段の回避（<u>著作権法2条1項20号に規定する</u>信号の除去<u>若しくは</u>改変〔記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による除去又は改変を除く〕を行うこと<u>又は同号に規定する特定の変換を必要とする</u>よう<u>変換された著作物、実演、レコード</u><u>若しくは放送</u><u>若しくは有線放送に係る音</u><u>若しくは映像の復元</u><u>〔著作権等を有する者の意思に基づいて行われるもの</u>を除く〕を行うことにより、当該技術的保護手段によって防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によって抑止される行為の結果に障害を生じないようにすることをいう）により可能となり、又はその結果に障害が生じないようになった複製を、<u>その事実を知りながら行う場合</u>（著30二）<u>平成24年法改正により、暗号方式による技術的保護手段の回避を追加</u></p>

288頁 下から11行目～ 下から3行目	<p>② 各種の著作権制限規定</p> <p>著作権法30条と同様に、著作権が制限される場合が規定されている。例えば、以下のようなものが挙げられる。これらは、平成21年法改正がなされたところが多い。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 図書館等における複製（著31）(平21法改正 = 著31 改正、著31 新設) (b) 教科用図書等への掲載（著33）(平21法改正) (c) 教科用拡大図書等の作成のための複製等（著33の2）(平20・21法改正) (d) 視覚障害者等のための複製等（著37）(平21法改正) (e) 聴覚障害者等のための複製等著（著37の2）(平21法改正) 	<p>② 各種の著作権制限規定</p> <p>著作権法30条と同様に、著作権が制限される場合が規定されている。例えば、以下のようなものが挙げられる。これらは、平成21年法改正がなされたところが多い。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 図書館等における複製等（著31）(平21・24法改正) (b) 教科用図書等への掲載（著33）(平21法改正) (c) 教科用拡大図書等の作成のための複製等（著33の2）(平20・21法改正) (d) 視覚障害者等のための複製等（著37）(平21法改正) (e) 聴覚障害者等のための複製等（著37の2）(平21法改正) <p><u>さらに、コンテンツのデジタル化・ネットワーク化の進展に伴う著作物等の利用態様の多様化の中での利用円滑化のため、平成24年法改正により以下の規定が整備された。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・付隨対象著作物の利用 = イラスト等偶然撮込み等のいわゆる「書き込み」(著30の2) ・検討の過程における利用 = 社内会議での他人のイラストの複製・配布等(著30の3) ・技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用 (著30の4) ・国立国会図書館による絶版等資料の自動公衆送信等のための利用 (著31) ・公文書管理法等による保存等のための利用 (著42の3) ・情報通信技術を利用して情報提供の準備に必要な情報処理のための利用 (著47の9)
290頁 下から6行目～ 下から1行目	<p>(b) 行政機関情報公開法6条2項の規定、独立行政法人等情報公開法6条2項の規定又は情報公開条例の規定で行政機関情報公開法6条2項の規定に相当するものにより行政機関の長、独立行政法人等又は地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が実演を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該実演の実演家名の表示を省略することとなるとき（著90の2二）</p>	<p>(b) 行政機関情報公開法6条2項の規定、独立行政法人等情報公開法6条2項の規定又は情報公開条例の規定で行政機関情報公開法6条2項の規定に相当するものにより行政機関の長、独立行政法人等又は地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が実演を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該実演の実演家名の表示を省略することとなるとき（著90の2二）</p> <p>(c) <u>公文書管理条例16条1項の規定又は公文書管理条例の規定（同項の規定に相当する規定に限る）により国立公文書館等の長又は地方公文書館等の長が実演を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該実演につき既にその実演家が表示しているところに従って実演家名を表示するとき（著90の2三）</u></p>

⑤ 出版権と実施権

(1) 出版権の設定・内容等

① 出版権の設定

複製権（著21）を有する者（複製権者）は、その著作物を文書又は図画として出版することを引き受ける者に対し、出版権を設定することができる（著79）。

複製権者は、その複製権を目的とする質権が設定されているときは、当該質権を有する者の承諾を得た場合に限り、出版権を設定することができるものとする（著79）。

出版権は、複製権者の設定行為により実施（文書又は図画の出版）ができる点で、特許法における特許権に基づく実施権、具体的には、専用実施権（特77）通常実施権（特78）と類似している。

② 出版権の内容

出版権者は、設定行為で定めるところにより、頒布の目的をもって、その出版権の目的である著作物を原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する権利を専有する（著80）。

出版権の存続期間中に当該著作物の著作者が死亡したとき、又は、設定行為に別段の定めがある場合を除き、出版権の設定後最初の出版があった日から3年を経過したときは、複製権者は、著作権法80条1項の規定にかかわらず、当該著作物を全集その他の編集物（その著作者の著作物のみを編集したものに限る）に収録して複製することができる（著80）。

出版権者は、他人に対し、その出版権の目的である著作物の複製を許諾することができない（著80）。

出版権は、権利を専有（文書又は図画として複製する権利を専有）する点で、特許権に基づく専用実施権（特77）と類似している。

⑤ 出版権と実施権

近年のデジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、電子書籍が増加する一方で出版物が違法に複製され、インターネット上にアップロードされた海賊版被害が増加していた。このため、平成26年法改正により、紙媒体による出版のみを対象とした従来の出版権制度が見直され、電子書籍に対応した出版権が整備された。また、視聴覚的実演に関する国際的な保護強化のために、視聴覚的実演に関する北京条約の実施に伴う規定も整備された。

(1) 出版権の設定・内容等

① 出版権の設定

複製権（著21）又は公衆送信権（著23）を有する者（複製権等保有者）は、その著作物について、文書若しくは図画として出版すること（記録媒体に記録された著作物の複製物による頒布を含む）〔=出版行為、例えば紙媒体による出版やCD-ROM等による出版〕又は記録媒体に記録された著作物の複製物を用いて公衆送信を行うこと〔=公衆送信行為、例えばインターネット送信による電子出版〕を引き受ける者に対し、出版権を設定することができる（著79）。

複製権等保有者は、その複製権又は公衆送信権を目的とする質権が設定されているときは、当該質権を有する者の承諾を得た場合に限り、出版権を設定することができるものとする（著79）。

出版権は、複製権者の設定行為により実施（文書又は図画の出版）ができる点で、特許法における特許権に基づく実施権、具体的には、専用実施権（特77）通常実施権（特78）と類似している。

② 出版権の内容

出版権者は、設定行為で定めるところにより、その出版権の目的である著作物について、次の権利の全部又は一部を専有する（著80）。

(a) 頒布の目的をもって、原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製（電磁的記録としての複製を含む）する権利（著80_一）

(b) 原作のまま著作権法79条1項の方式により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて公衆送信を行う権利（著80_二）

出版権の存続期間中に当該著作物の著作者が死亡したとき、又は、設定行為に別段の定めがある場合を除き、出版権の設定後最初の出版行為等（出版行為又は公衆送信行為）があった日から3年を経過したときは、複製権等保有者は、著作権法80条1項の規定にかかわらず、当該著作物について、全集その他の編集物（その著作者の著作物のみを編集したものに限る）に収録して複製し、又は公衆送信を行うことができる（著80）。

出版権者は、複製権等保有者の承諾を得た場合に限り、他人に対し、その出版権の目的である著作物の複製又は公衆送信を許諾することができる（著80）。

出版権は、権利を専有（文書又は図画として複製する権利を専有）する点で、特許権に基づく専用実施権（特77）と類似している。

296頁 6行目～17行目	<p>③ 出版の義務</p> <p>出版権者は、その出版権の目的である著作物につき次に掲げる<u>義務を負う</u>。ただし、設定行為に別段の定めがある場合は、この限りでない(著81一)</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 複製権者からその著作物を複製するために必要な原稿その他の原品又はこれに相当する物の引渡しを受けた日から6ヶ月以内に当該著作物を出版する義務(著81一) (b) 当該著作物を慣行に従い継続して出版する義務(著81二) <p>④ 著作物の修正増減</p> <p>著作者は、その著作物を出版権者が改めて複製する場合には、正当な範囲内において、その著作物に修正又は増減を加えることができる(著82一)</p> <p>出版権者は、その出版権の目的である著作物を改めて複製しようとするときは、その都度、予め著作者にその旨を通知しなければならない(著82二)</p>	<p>③ 出版の義務</p> <p><u>第一号出版権者(著80一の権利に係る出版権者)</u>は、その出版権の目的である著作物につき次に掲げる<u>義務を負う</u>。ただし、設定行為に別段の定めがある場合は、この限りでない(著81二)</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 複製権等保有者からその著作物を複製するために必要な原稿その他の原品又はこれに相当する物の引渡し、又はその著作物に係る電磁的記録の提供を受けた日から6ヶ月以内に当該著作物について出版行為を行う義務(著81一イ) (b) 当該著作物について慣行に従い継続して出版行為を行う義務(著81二口) <p><u>第二号出版権者(著80二の権利に係る出版権者)</u>は、その出版権の目的である著作物につき次に掲げる<u>義務を負う</u>。ただし、設定行為に別段の定めがある場合は、この限りでない(著81二)</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 複製権等保有者からその著作物について公衆送信を行うために必要な原稿その他の原品又はこれに相当する物の引渡し、又はその著作物に係る電磁的記録の提供を受けた日から6ヶ月以内に当該著作物について公衆送信行為を行う義務(著81二イ) (b) 当該著作物について慣行に従い継続して公衆送信行為を行う義務(著81二口) <p>④ 著作物の修正増減</p> <p>著作者は、(a)その著作物を第一号出版権者が改めて複製する場合又は(b)その著作者について第二号出版権者が公衆送信を行う場合には、正当な範囲内において、その著作物に修正又は増減を加えることができる(著82一)</p> <p>第一号出版権者は、その出版権の目的である著作物を改めて複製しようとするときは、その都度、予め著作者にその旨を通知しなければならない(著82二)</p>
296頁 下から12行目 ～297頁 6行目	<p>(2) 出版権の存続期間・消滅の請求</p> <p>① 出版権の存続期間</p> <p>出版権の存続期間は、<u>設定行為で定めるところによる</u>(著83一)</p> <p>出版権は、その存続期間につき設定行為に定めがないときは、その設定後最初の出版があった日から3年を経過した日において消滅する(著83二)</p> <p>② 出版権の消滅の請求</p> <p>出版権者が6ヶ月以内出版義務(著81一)に違反したときは、複製権者は、出版権者に通知してその出版権を消滅させることができる(著84一)</p> <p>出版権者が継続出版義務(著81二)に違反した場合において、複製権者が3ヶ月以上の期間を定めてその履行を催告したにもかかわらず、その期間内にその履行がされないときは、複製権者は、出版権者に通知してその出版権を消滅させることができる(著84二)</p> <p>複製権者である著作者は、その著作物の内容が自己の確信に適合しなくなったときは、その著作物の出版を廃絶するために、出版権者に通知してその出版権を消滅させることができる。ただし、当該廃絶により出版権者に通常生ずべき損害を予め賠償しない場合は、この限りでない(著84三)</p> <p>著作権法84条による出版権の消滅は、著作者の人格的利益の保護を目的としている。</p>	<p>(2) 出版権の存続期間・消滅の請求</p> <p>① 出版権の存続期間</p> <p>出版権の存続期間は、<u>設定行為で定めるところによる</u>(著83一)</p> <p>出版権は、その存続期間につき設定行為に定めがないときは、その設定後最初の出版行為等があつた日から3年を経過した日において消滅する(著83二)</p> <p>② 出版権の消滅の請求</p> <p>出版権者が6ヶ月以内出版・公衆送信義務(著81一イ・ニイ)に違反したときは、複製権等保有者は、出版権者に通知してそれぞれ出版権(著80①一又は二の権利に係る出版権)を消滅させることができる(著84一)</p> <p>出版権者が継続出版・公衆送信義務(著81一口・二口)に違反した場合において、複製権等保有者が3ヶ月以上の期間を定めてその履行を催告したにもかかわらず、その期間内にその履行がされないときは、複製権等保有者は、出版権者に通知してそれぞれ出版権(著80①一又は二の権利に係る出版権)を消滅させることができる(著84二)</p> <p>複製権等保有者である著作権者は、その著作物の内容が自己の確信に適合しなくなったときは、その著作物の出版行為等を廃絶するために、出版権者に通知してその出版権を消滅させができる。ただし、当該廃絶により出版権者に通常生ずべき損害を予め賠償しない場合は、この限りでない(著84三)</p> <p>著作権法84条による出版権の消滅は、著作者の人格的利益の保護を目的としている。</p>

297頁 7行目～11行目	<p>(3) 出版権の制限・譲渡等</p> <p>出版権においては、著作権法30条等の著作権者が受ける著作権の制限規定について読替準用されている（著86）。このため、出版権にも一定の制限がある。</p> <p>出版権は、複製権者の承諾を得た場合に限り、譲渡し、又は質権の目的とすることができます（著87）。</p>	<p>(3) 出版権の制限・譲渡等</p> <p>出版権においては、著作権法30条等の著作権者が受ける著作権の制限規定について読替準用されている（著86～）。このため、出版権にも一定の制限がある。</p> <p>出版権は、複製権等保有者の承諾を得た場合に限り、<u>その全部又は一部を譲渡し、又は質権の目的とする</u>ことができる（著87）。</p>
297頁 12行目～17行目	<p>(4) 出版権の登録</p> <p>① 出版権の登録</p> <p>次の事項は、登録しなければ、第三者に対抗することができない（著88）。</p> <p>(a) 出版権の設定、移転（相続その他の一般承継によるものを除く。次の(b)において同じ）<u>変更若しくは消滅</u>（混同又は複製権の消滅によるものを除く）又は<u>処分の制限</u>（著88一）</p>	<p>(4) 出版権の登録</p> <p>① 出版権の登録</p> <p>次の事項は、登録しなければ、第三者に対抗することができない（著88）。</p> <p>(a) 出版権の設定、移転（相続その他の一般承継によるものを除く。次の(b)において同じ）<u>変更若しくは消滅</u>（混同又は複製権<u>若しくは公衆送信権</u>の消滅によるものを除く）又は<u>処分の制限</u>（著88一）</p>
303頁 17行目～18行目	著作権法119条各項に規定する罰則の内容（侵害主体と刑罰）について、図6-6に示す。	著作権法119条 <u>1項及び2項</u> に規定する罰則の内容（侵害主体と刑罰）について、図6-6に示す。
303頁 図6-6	図6-6 著作権法119条各項の侵害主体・刑罰	図6-6 著作権法119条<u>1項及び2項</u>の侵害主体・刑罰
303頁 下から3行目～下から1行目	なお、著作権法における侵害罪についての罰則と、特許法その他の知的財産法における侵害罪についての罰則との対比については、前述の「第4章 5 罰則」の図4-18に示す通りである。	<p>なお、著作権法<u>119条1項及び2項に規定する</u>侵害罪についての罰則と、特許法その他の知的財産法における侵害罪についての罰則との対比については、前述の「第4章 5 罰則」の図4-18に示す通りである。</p> <p><u>また、平成24年法改正により、違法ダウンロード刑事罰化に係る規定が整備された（著119）</u>すなわち、私的使用目的の場合は原則として著作権者の許諾なく複製可能であるが、私的使用目的であっても、違法にアップロードされたもの（海賊版）と知りながら、権利者に無断で、音楽、映像をダウンロード（録音・録画）する行為は違法となる（著30三）。しかし、従来かかる違法行為に対して刑事罰がなかった。そこで、私的使用の目的をもって、有償著作物等の著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事實を知りながら行って著作権又は著作隣接権を侵害した者は、2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとした（著119）。この著作権法119条3項は、親告罪である（著123）。</p> <p><u>「有償著作物等」とは、録音又は録画された著作物又は実演等（著作権又は著作隣接権の目的となっているものに限る）であって、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る）をいう。</u></p>

304頁 1行目～9行目	<p>② 著作権法120条の2</p> <p>次のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する（著120の2）。</p> <p>(a) 技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とする装置（当該装置の部品一式であって容易に組み立て POSSIBILITY を含む）若しくは技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とするプログラムの複製物を公衆に譲渡し、若しくは貸与し、公衆への譲渡若しくは貸与の目的をもって製造し、輸入し、若しくは所持し、若しくは公衆の使用に供し、又は当該プログラムを公衆送信し、若しくは送信可能化した者（著120の2－）</p>	<p>② 著作権法120条の2</p> <p>次のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する（著120の2）。</p> <p>(a) 技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とする装置（当該装置の部品一式であって容易に組み立て POSSIBILITY を含む）若しくは技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とするプログラムの複製物を公衆に譲渡し、若しくは貸与し、公衆への譲渡若しくは貸与の目的をもって製造し、輸入し、若しくは所持し、若しくは公衆の使用に供し、又は当該プログラムを公衆送信し、若しくは送信可能化する行為（当該装置又は当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有する場合にあっては、著作権等を侵害する行為を技術的保護手段の回避により可能とする用途に供するために行うものに限る）をした者（著120の2－）</p> <p>平成24年法改正により、法の規制対象（技術的保護手段の範囲）を拡大し、DVDのコピーガード機能の暗号化解除によりDVDを複製することを規制</p>
334頁 参考文献一覧	(追加)	<p>・特許庁編・平成26年特許法等の一部を改正する法律について〔平成26年度特許法等改正説明会テキスト〕(2014年)</p>
334頁 参考文献一覧	<ul style="list-style-type: none"> ・文化庁編・著作権制度の解説資料 最近の法改正等について (文化庁HP [http://www.bunka.go.jp/chosakuken/index_3.html]) 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化庁編・著作権制度の解説資料 最近の法改正等について (文化庁HP [http://www.bunka.go.jp/chosakuken/index_5.html])

(2012年7月1日 第1版 第1刷 対応)